

資 産

科 目	摘 要	金 額
預 金	何 銀 行 何 預 金	一、〇〇〇 円
貸 付 金	何 々	二〇〇
計		一、二〇〇 円

負 債

科 目	摘 要	金 額
基 金		一、〇〇〇 円
遭 難 救 恤 資 金		二〇〇
計		一、二〇〇 円

3 基金は別途に預金として管理し、遭難救恤資金全部を貸付金に運用中の處、預金先が破産によつて回収の見込なく又貸付金二百圓の半額(百圓)が貸倒になつた場合。

資 産

科 目	摘 要	金 額
預 金	何 銀 行 預 金	( ) 円
(貸 付 金)		一〇〇
計		一〇〇 円

負 債

科 目	摘 要	金 額
遭 難 救 恤 資 金		一〇〇 円
計		一〇〇 円

以上 1. 2. 3. の例示は假決算の結果何れも收支差引零の場合であると假定する。

基金、別途準備金、遭難救恤資金、職員退職給與資金等を有する組合が、農林省の示してをる漁業協同組合の模範規約例の如き規約の組合に改組したと假定するならば、漁業協同組合に付ては組合令に

基金の規定がないから、之を別途準備金と共に特別積立金に繰入れる爲め、「特別積立金」といふ勘定科目にて處理するのが適當である。又之を準備金勘定で處理しても差支ない、遭難救恤資金及び職員退職給與資金は其の儘の勘定科目で適當である。

漁業協同組合に非ざる責任組合は、従前の組合と同様基金の制度であつて、準備金の制度がないから基金は基金勘定で經理すれば良いのである。其の他の積立金は漁業協同組合の場合と同様である。

財政一覽表が出来上ると其の基礎内容を先づ補助簿へ記入し、次に財政一覽表を日記帳へ仕譯記入するのである。日記帳への記入は、資産及損失金は支拂へ、負債及利益金は受入へ、夫々元帳の勘定科目を設けて記入するのである。此場合現金に限つて勘定科目を設けて記入せず、日記帳に仕譯記入を爲した最後の行の現金残高欄へ其の金額を記入すれば足りるのである。右の仕譯記入を終へると、最後に元帳の勘定口座の紙数を定めて順次轉記し、爾後に於ける取引は總て此の順序と要領で記録すればよいのである。

以上の手續に依つて、組織設定の場合の會計經理の手續を終へる譯であるが、次の通常總會又は通常總會には、右の假決算書及び固定設備の減價額、各種債權の切捨額等に付て、例へば左記の如き明細表を一般の決算書の附屬書類として提出して其の承認を求むる必要がある。

種別	摘要	假決算前 評價額	財政一覽表 計上額	差引減價額	備考
建物	共同販賣所木造平家建 瓦葺二十坪一棟	二、五〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	
漁船	木製八噸無動力船一隻	一、〇〇〇	八五〇	一五〇	
備品	金庫一、机三、椅子五、 火鉢三、其他二廉一九 點	一八〇	六〇	一二〇	
貸付金	定期證書貸何件	三、九五〇	三、九二〇	三〇	太平洋太郎死亡 回收不能
魚商人 掛賣金	何某外何名	一、五六〇	一、一一〇	四五〇	波川五郎破産ノ 爲回收不能
掛買金 掛賣金	何件	六〇六	四七七	一二八	

尙財政一覽表の各種の積立金が事業上に運用せられてをる様な結果にあるときは、改組後の通常總會又は通常總會に於て之が經理の顛末を説明して其の承認を求むることが必要である。若し將來之等の積立金を事業上に運用する必要がなくなつたときは別途に適當な方法の下に管理するのが望ましいのである。

(註) 地獄帳へ繰入レルト謂フノハ債權ヲ地棄(債務ヲ免除)スルコトデナク之ヲ簿記ノ計算ヨリ除外スルコトデアル。然シテ債權ヲ計算ヨリ除外スルモ尙適當ノ處置ヲ講ズルコトハ勿論必要デアル。

参 考 例

經費收支假決算書

(自昭和十一年一月一日至十二月三十一日)  
(至昭和十一年四月二十日)  
(改組認可指令到着日昭和十一年四月二十日)

一、金三千八百三十五圓也  
 一、金三千四百一圓也  
 差引 一、金四百三十四圓也  
 總 收 入 高  
 總 支 出 高  
 假決算利益金

科 目	豫算額	假決算額	摘 要
第一款 販賣手数料	1,000.00	630.00	
第二款 漁業料	3,000.00	275.00	
第一項 特別料金	1,100.00	107.00	
第二項 何漁業權貸付料	1,800.00	168.00	
第三款 入 漁 料	2,000.00	93.00	
第四款 購買品 賣上金	3,000.00	1,695.00	
第五款 貸付金 回收金	5,000.00	3,110.00	

科 目	豫算額	假決算額	摘 要
第六款 貸付金 利息	800.00	330.00	
第七款 借 入 金	4,500.00	4,500.00	
第八款 雜 收 入	1,000.00	680.00	
第一項 預金利息	5,000.00	1,800.00	
第二項 寄 附 金	5,000.00	5,000.00	
第九款 前年度繰越金	3,000.00	2,870.00	
合 計	5,930.00	3,835.00	

支 出 ノ 部

科 目	豫算額	假決算額	摘 要
第一款 事務費	1,100.00	1,400.00	
第一項 給 料	700.00	800.00	
第二項 旅 費	250.00	310.00	

漁業協同組合簿記講義

第三項 備品	11000	5000
第四項 消耗品費	40000	11000
第五項 通信運搬費	30000	6500
第六項 雜費	16000	7500
第二款 會議費	20000	5700
第一款 總會費	15000	3000
第二項 總代會費	50000	2700
第三款 購買品買入金	250000	150000
第四款 貸付金	80000	60000
第五款 借入金	99400	99400
第一項 借入金返済	91000	91000
第二項 借入金利息	83000	83000
第六款 雜費	23600	8800
合計	593000	340100

次に左記の様な財政一覽表が調製出來たものとして、之を有限責任何々漁業協同組合の日記帳へ仕譯記入する例を示すと別記の通りである。

有限責任 何々漁業協同組合財政一覽表

昭和十一年四月二十日現在

資 産

科 目	摘 要	金 額
漁業權	免許番號第何號專用漁業權	12000
土地	共同販賣所 敷地 一二〇坪	35000
建物	共同販賣所 木造建平家瓦葺 一棟 二十六坪	40000
魚附林	五反八畝步五十年生松林	20000
備品	金庫外何點	30000
鮮魚掛賣	何某外何名	193100
貸付金	定期證書貸何件	205700
預借金	何銀行當座預金一口	174650
有價證券	何縣農工債券 百圓券 三枚 何々 番號何々	27000
假渡證	何々	45800

購 買 品	重油外何點	一二二〇〇
現 金		六八五〇
計		七、七五三〇〇

負 債

科 目	摘 要	金 額
基 金		五二四〇〇
遭 難 救 恤 資 金		三九〇〇〇
借 入 金	何 銀 行 年 賦 借 入 金	五、六〇八〇〇
購 買 品 代 未 拂 金	何 商 店	六九二〇〇
假 受 金	何 々	二五〇〇
假 決 算 利 益 金		四三四〇〇
資 産 負 債 差 額		八〇〇〇
計		七、七五三〇〇

(註) 財政一覽表ハ財産一覽表又ハ資産負債表トモ稱ス。

右資産、負債の各科目を整理する簿記の勘定科目を定め、之を右の順序に依つて示すと左の通りである。

漁業權、土地、建物、魚附林、備品、受託販賣品掛賣金、貸付金、預金、有價證券、假渡金、購買品、準備金、遭難救恤資金、借入金、購買品掛買金、假受金、假決算利益金、特別積立金、

日 記 帳

1.

年 月 日	元帳科目	元 丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
4. 20	漁 業 權		假決算ニ依ル繰越記入		12000	
"	土 地		"		35000	
"	建 物		"		40000	
"	魚 附 林		"		20000	
"	備 品		"		3000	
"	受託販賣品		"		1,931.00	
"	貸付金		"		2,057.00	
"	預 金		"		1,746.50	
4. 20	有 價 證 券		"		27000	

金	渡	金	458.00	
"	買	品	122.00	
"	準	金	524.00	
"	遺	金	390.00	
"	借	金	56.08.00	
"	入	品	692.00	
"	買	金	25.00	
"	受	金	434.00	
"	決	金	80.00	
"	益	算		
"	特	金		
"	別	積		
"	立	立		
"	金	金		
本日残高				
			7,753.00	7,684.50
				68.50
			7,753.00	7,753.00
				68.50

右の通り日記帳の仕譯記入を終へると各勘定の配置と紙數を見計ふて之を元帳へ轉記すれば此の會計經理の手續を終る譯である。

### 第十五章 經費を組合員に分賦する場合に於ける

#### 會計經理の手續

漁業法第四十三條ノ四に組合は規約の定むる處に依つて、組合員に經費を分賦することを得る旨を定めてをる、之に付ては別段の制限がないから如何なる場合に經費を賦課しても差支ないが、従來は例へば組合が築磯をするとか船溜を設けるとかいふ様に主として投下資金が固定して、然も換價の出來ない様な事業を行ふ場合に爲されてをる様であるから適當であると思ふが、此の場合の經理は組合令に依つて豫算に依ることを命せられてをる。此の會計經理は多年取扱はれて來た處であるから説明を省略するが、決算の結果過剰金があれば之を一般會計の損益計算へ繰入れるのである。若し其の會計に於て備品等が買入てあれば適當に減價して然る後に次の様な振替記入を爲さなければならぬ。

受入	支拂
特別積立金	×××圓
×××圓	備品
	×××圓

若し此の手續を怠ると貸借對照表以外に財産があることになつて、全財力を現すべき貸借對照表が虚偽のものとなるからである。

經費を組合員に分賦する場合に此の經理を要求してをるのは第一章に於ても説明した通り、要は組

合員に負擔せしむる経費が如何なる方面へ使用するものなるかを、豫め知らしめんとするからであつて其の會計經理の形式は此の場合に別段の支障がないからである。

豫算の科目を勘定科目として、豫算經理を元帳に於て行ふのも一つの方法であるが、此の場合には一般會計と切り離して、全然別個に經理し尙豫算は経費分賦額を限度として之を編成せしむる本省の方針である。尙豫算制度の會計にあつては年度終了後一定の出納閉鎖期間を設けて此の間に出納事務を完結するのが通例であるが、此の場合にはなるべく年度内に出納事務を完了する様經理し、若し出納を閉鎖し得ないときは止むを得ないから貸借對照表制度の會計を本位とする建前を保持する手段として年度末に、例へば受入に賦課金、豫算諸未拂金、支拂に未收賦課金、豫算諸支出、豫算現金等の仕譯記入を爲して置く方が豫算會計を貸借對照表會計に對して無關係の状態に置くよりも勝るものがあるであらう。

### 第十六章 組合の會計經理上特に注意すべき事項

漁業協同組合の會計經理上注意すべき事項は多々あるのであるが、特に重要な事項及參考となるべき事項を次に掲げる。

#### 1 漁業權の賃貸料は之を特別積立金に繰入ること

漁業權の賃貸料は之を特別積立金に繰入れしむるのが農林省の方針である。(入漁料及特別料金は此の限りでない)此の場合に於ける仕譯は次の通りである。(賃貸料を五百圓受入れたと假定する)

受入	支拂
特別積立金 500圓	現金 100圓

若し漁業權から生ずる之等の収入を、一般の利益と同様の取扱をすると間接に配當せられる様な虞れがあり、又一面不勞所得の様な結果を招くので右の通り之を組合内部に保留して將來の臨時支出に充てしめ様といふ趣意に外ならぬ、然しながら其の収入を得るに必要な経費、例へば漁場の管理費や契約に要する費用等は此の収入を以て賄ふことは敢て差支ないのである。此の場合の經理は一應「漁業權賃貸料」といふ勘定で整理し、必要な経費を控除した残額を決算の際特別積立金に振替へるのが適當である。

若し漁業權賃貸料の一部を漁場の管理費等に充當する組合に於ては次の通り經理すればよい。例へば漁業權賃貸料百八十圓を收入したる場合。

受入	支拂
漁業權賃貸料 180圓	現金 100圓

次に右賃貸料の内より漁場監視費として金三十圓を支出したる場合。

受入	支拂
現金	漁業権貸料
100圓	30圓
更に決算に當り之を特別積立金に繰入るゝ場合。	
受入	支拂

特別積立金 150圓 漁業権貸料 150圓

2 加入金、増口金、過怠金及拂戻を為さない持分は直ちに準備金に組入るゝこと

昭和九年農林省令第十七號第十條によつて加入金、増口金、過怠金及拂戻を為さない持分は、之を準備金に組入るゝことになつてをるが、之は別に勘定を設けず直ぐに準備金勘定に繰入れる經理を爲すのである。

尙準備金は規約の規定した額に達したときは更に剩餘金から之を積立てる必要はない譯であるが、内部保留を多くすることは多々益辯する所以であるから、宜しく規約を變更して其の増額を圖るのが適當である。加入金、増口金、過怠金、及拂戻を為さない持分は、假令準備金が所定の額に達してをる場合でも必ず準備金に繰入るべきものである。

次に拂戻を為さない持分を準備金に繰入るゝ場合の仕譯記入を示すと次の通りである。

- (1) 例へば組合員脱退の際、出資一口の金額三十圓全額拂込済の處、組合規約の示す處により内十五圓を拂戻し残額十五圓を準備金に繰入るゝ場合。
- |     |     |
|-----|-----|
| 受入  | 支拂  |
| 準備金 | 出資金 |
| 15圓 | 30圓 |

- (2) 例へば出資一口の金額三十圓、拂込済金額十二圓の處組合員脱退の爲組合規約の示す處により、拂込済金額の三分の一を拂戻し残額三分の二を準備金に繰入るゝ場合。

受入	支拂
未拂込出資金	出資金
18圓	30圓
準備金	
8圓	

3 員外利用の場合に於ける帳簿

組合員以外の者をして、組合の施設を利用せしめて利用料を徴収する場合には、昭和九年農林省令第十七號第六條に依つて、組合員の利用と區別して整理することを命ぜられてをる。此の規定は組合員の利用と組合員外の利用と其の計算を混合させない様にといふ意味で、殊更に會計を別にする必要はないが、帳簿は之を別にするのが、適當である。若し其の利用が極めて少い場合には、一冊の帳簿中、組合員と組合員以外と別の口座を設ければ良い。勘定科目は「員外利用料」とし數種

の員外利用があるときは、夫々適當な員外利用の勘定を設くる必要がある。

4 漁船、建物又は設備の新造、改造又は買入れの費用として補助金又は寄附金を受入れたときは之を各々の減價銷却資金に繰入れること（漁業協同組合模範規約第十九條参照）

漁船、建物又は設備の新造、改造又は買入れの費用として補助金等を受入れたときは、必ず之を其の銷却資金へ直接繰入れることが必要である。銷却資金へ之を繰入れると新造、改造又は買入れが、出来ないと言ふ様な誤解もあるであらうが、之は補助金を利益に繰入れることを防ぐ複式簿記の經理をいつてをる譯であるから、其の懸念は無いのである。今設備の新造に對して五百圓の補助金を受入れた場合に例をとつて其の仕譯を示すと次の通りになる。（規約に別段の規定のない場合）

受入	支拂
補助金 500圓	現金 100圓

設備を新造すると必ず設備減價銷却資金を積立てることになるから、右の補助金といふ勘定科目に代るに設備減價銷却資金を以てするに過ぎない。従て支拂（貸方）の現金は其の設備の新造に適當に使用し得られるのである。依つて此の趣旨に依る仕譯をすると次の通りになる。

受入	支拂
設備減價銷却資金 500圓	現金 100圓

尙此の減價銷却資金は其の取得金額と同額に達する迄、毎年積立て、行き設備が使用に堪へなくなつたとき其の設備勘定との振替記入をするのである。（第十一章決算の固定資産勘定の更正記入の項参照）

其のときの仕譯は次の通りである。

受入	支拂
何設信 100圓	何設備減價銷却資金 100圓

之等の減價銷却資金積立と銷却等の關係に付ては、決算の處で詳細に亘つて説明した通りであるから此處には省かう。

孵化放流事業費（設備でない）或は人件費等に對して補助金又は寄附金を受入れたときは右の如き經理をする必要がないから、此の場合には直接補助金又は寄附金受入勘定の下に經理をすればよいのである。

5 漁業権は取得原價に依て計上すること

漁業権の評價は、取得原價に依ることになつて居るから免許に依つて取得したとき、（此の場合取得原價といふことは適當でないが）は之が爲に支拂ふた經費、例へば印紙代、漁場の測量費、漁場圖調製費用等を計上し、又買入に依つて取得したときは、其の買入原價を以てすることになる。免

許に依つて取得した場合に其の費用のみを計上するのみでは、實際の價值と相距ること遠い場合が多いのであるが、之を評價することは頗ぶる難しい問題であつて、例へば其の漁場よりの一ヶ年の漁獲金額より之を算出するとか、或は免許期間の總漁獲豫想金額を以てするとか、或は又漁業の面積を標準にする等種々であるが、漁場の荒廢や其の他各種の事情の爲めに、其の何れに依るも適正な評價が出来ないので、右の様に取得原價に依ることになつてを。今例を専用漁業權免許の場合にとつて其の記帳例を示さう。

昭和九年十月一日専用漁業權免許申請の爲其の費用（印紙代十圓、漁場圖代十五圓）二十五圓を支拂ふ。

受入 支拂

現金 一圓 假拂金 25圓

昭和十年五月一日農林省より免許番號第何號専用漁業權免許せらる。

受入 支拂

假拂金 25圓 漁業權 25圓

註 之ニ依ツテ「假拂金」勘定ハ消滅シ「漁業權」勘定ガ發生スルコトニナル「假拂金」ニ代ルニ「漁業權假拂金」勘定ヲモ差支ヘナイ。

6 繰越金は利餘金處分上の端數に止むること

繰越金とは前年度の利餘金中處分を保留して次年度に繰越す金額をいふのである。元來利餘金（經費の收支決算の場合の利餘金とは異ふ）は其の年度内の純粹の利益金であるから、之を餘す處なく規約の規定に依つて處分すべき筋合のものである。會社の様に次年度の配當等を考慮する必要があるので繰越す場合には準備金、特別積立金等に處分後の端數金額に止むることが適當である。

7 未収入利息は之を計上せないこと

貸付金利息、購買品掛賣金利息、預金利息或は有價證券利息等のある場合は已にそれだけ資産が増加し利益が発生した譯であるが、未収入の場合に之を損益計算に計上すると、現實に収入のない利益を處分することになるから、保守堅實を尊重せなければならぬ組合にとつて適當でない、尤も國債證券の利息等は計上しても何等差支へる筋合でもないが、此の建前に従つても漸く其の収入が次年度に繰越されるだけであるから、より堅實な歩みを續ける爲には強ち非難すべきでないであらう。然しながらそれ等の計算を爲して置くことは勿論必要である。

8 配當金の算出方法に付て

利餘金からの配當は昭和九年農林省令第十七條第十一條及第十二條に依つて拂込みたる出資額に對するものと、事業分量に對するの外出來ないことになつてを。此のことは組合の規約に定めら

れて居るのであるが出資に對する配當を算出するには配當率を先に定めて後に配當總金額を算出せず、逆に出資一口に對する配當金額を算出することが便利である。

例へば今出資の總口數二千口あつて、其の一口の拂込金額が三圓五十錢とするならば總金額が七千圓となる。之に對して年四分五厘の配當を爲すとすると三百十五圓であるが、出資一口に對しては十五錢七厘五毛となつて計算上非常に不便であるから、此の場合には厘以下を切捨て、一口（拂込金額同一の場合）に付十五錢にするか、又は規約に依つて定められたる配當率に觸れない限り十六錢に定めて、然る後配當金の總額を決定すると、配當の率（一口に付十五錢のときは年四分二厘八毛、十六錢のときは年四分五厘七毛）には端數が生ずるのであるが、此の方が取扱上便利である。事業分量に對する配當の場合には一層此の點に注意を拂ふ必要がある。

例へば事業の分量一圓に對して、金一錢、或は金二錢といふ様な計算を行ふのが便利である。尤も組合令第四十四條ノ三第二項で、計算の基礎となるべき金額で計算上不便な端數金額は之を切捨てる事が出来るから、前例の三圓五十錢を三圓と計算しても差支ない譯であるが、之に對して四分五厘の配當を爲せば依然出資一口に付十三錢五厘といふ端數が生ずることになるのである。次に出資に對する配當は出資に對する地方金利の意味であるが、事業分量に對する配當は割戻の意味であるから、數種の事業を行つてをる場合には事業の種類により損失になつてをるものと利益になつ

て居るものがあり、又利益のある場合でも其の多寡があるから、其の點を見透して配當の標準を定むる必要がある。尙出資に對する配當は出資の拂込が終る迄は之を其の拂込に充てなければならぬことは、組合令第四十四條ノ三第一項に定められてをるから此場合の仕譯記入は次の通である

受入 支拂  
未拂込出資金 ×××圓 配 當 金 ×××圓

9 出資の拂込時期を異にし又は拂込金額を異にするときは積數を算出して公平に配當せなければならぬ  
配當するに足る餘裕金がないことを豫想せられるときは配當を爲さざること

決算の結果剩餘金ある場合でも、配當するに足る餘裕金（預金、現金等）がないことの見透がつかるときは之を配當せないことが適當である。若し此の場合に配當を執行するとなると結局借入金等に依らなければならぬので、蝟配當ではないが、一應蝟配當の様な誤解を抱かせるのみならず、堅實を生命とせなければならぬ漁業組合として適當でないからである。

10 漁業の自營を爲す場合の會計經理の手續

漁業協同組合が、農林大臣の許可を得て自ら漁業を營むときの會計經理は、豫算を設けることになつてをるから、此の場合には一般會計に「自營部」といふ勘定科目を設くるのが適當である、此の際自營の成績如何に拘はらず従業者に對して賃金を支拂ふか、或は漁業の成績に應じて賃金を支

拂ふべきかは問題の存する處であるが、若し前者に依て貸金を支拂ふた場合水揚高が支拂貸金の總額より超へたとするならば其の控除残額を直に賞與として分配することは組合經營上適當でない。それでは幾何を賞與として分配して可なるかは從來の従業者の貸金と自營の場合の従業者の収入との振合ひもあり又其の他種々事情もあることであるが、少くとも自營前に其の漁業權より得たる最近三ヶ年の一ヶ年平均収入額（又は漁業權貸貸料）自營の爲に要した固定設備の減價額、右運轉資金の金利に相當する金額、漁業税、修繕費及諸雜費を計算控除し、尙殘餘あるときには初めて之を自營従事者に賞與として分配するのが望ましいのである。若し右の計算を度外視して水揚高より支拂貸金を控除した残額を賞與として支出すると、當然組合の収入となるべきもの及組合が自營の爲に負擔する經費だけが結局組合の損失に歸するからである。右の控除金額中自營部の經理に屬する分を除いた残額を、一般會計の損益計算へ「自營部利益金」として計上するのが適當である、從て此の場合の利益金は經費の收支決算の剩餘金でなく純利益金であることに注意する必要がある。其の他經理に關することは「經費を組合員に分賦する場合の會計經理」と同様であるから其の處を參照せられるが良い。尙其の利益金を特別積立金へ繰入れても差支はない。

### 11 土地の評價

土地の價格は、長年月の間に付て考へて見ると漸騰する傾向にあるのであるが、取得原價を限度

として評價することになつてをる、此の原價には其の土地の改良費用（地均し、埋立、石垣築造費等）を加へるのが普通である。又仲介者の手数料、不動産取得税、登録税等を算入しても差支へないのである。

土地は元來其の性質上減價銷却がないこと、前記の建前から、評價益を計上せないことが簿記の價はしである。

### 12 有價證券の評價

有價證券の評價は、總て決算當日の市場價格に據るのが普通であるが、評價額が取得價格を下らざる限り取得價額とするのが適當である。若し市場價值によるときは評價の差益額を損益計算に繰入れず、別途に保留するのが望ましいのである。

地方株式（例へば組合所在地の製氷會社又は定期船會社等の株式）で賣買相場の無いものは其の會社の配當率、財政状態、事業の成績等を考慮して評價することが肝要である。配當もなく又缺損續きの地方株式を所有しながら取得原價を評價額としてをる組合がないではないが、組合の財政を堅實ならしむる爲に之等は必ず適當に切下を行ふ必要がある。

### 13 貸付金利息の計算上に付て

貸付金の利息計算には、一定の日時を標準とすることに依つて年利、月利、日歩に分れる。日歩計

算は手数を要するが最も適當である。然しながら長期に亘るものは年利を以てするのが普通である。日歩計算の場合に、貸付日と償還日を其の計算に加へるのを兩入といひ、然らざるものを兩落と呼び、又貸付日又は償還日の何れか一方を計算に加へないのを片落（前落、後落）と稱してをる。組合の方針に依つて其の何れを採るも差支へない譯である。此の計算は次の算式から容易に其の金額を求むることが出来る。

$$\text{元金} \times \text{日數} \times \text{日歩} = \text{利息金額}$$

若し一組合員に對する貸付及其の償還が頻繁に行はれた場合には、次の様に先づ積數を算出して然る後に日歩を剩じて求むるのが便利である。

例へば昭和十年十月一日に金二百五十圓、十一月十八日に金三百十圓を各日歩二錢五厘の割にて貸付け、十一月十二日に金百四十五圓、昭和十一年二月十五日に金三百十五圓、同二月十九日に百圓の償還を受けた場合の利息計算（償還日は利息を計算せず「後落」）

年月日	摘要	貸付額	償還額	貸付残額	日數	積數	利息
10.10.1	貸付	250.00		250.00	42	10,500	
11.12	償還		145.00	105.00	6	630	
11.18	貸付	310.00		415.00	58	24,070	
11.2.15	償還		315.00	100.00	4	400	
2.19	償還		100.00			35,600	8.90

$$35,600 \text{圓} \times 0.25 = 8,900 \text{圓} \dots\dots \text{利息金額}$$

14 購買品（販賣品）を組合自ら使用する場合に付て

購買品として買入れた物品を都合により組合自ら之を使用する場合もある譯であるが、此の場合に帳簿に記帳せずして之を使用することは絶対に禁物である。依つて此の場合には一般取引の記帳同様夫々適當な勘定科目の下に原價を以て振替記入を爲すのが適當である。

例へば購買品として、漁網及木炭を取扱ふ組合が其の漁網百尋（一尋の原價五十錢）及木炭三俵（一俵の原價一圓二十五錢）を使用したときには次の様な仕譯記入を爲すのである。  
漁網使用の場合。

受入 支拂  
 購買品 50圓 漁網(漁具) 50圓  
 木炭使用の場合。

受入 支拂  
 購買品 3.75圓 消耗品費 3.75圓

15 補助簿と其の記入方法

補助簿の様式は、本省に於て別段示して居らないので各道府縣應に於て示されるであらうから大體は一定するが、同一地方廳管下にあつても組合の業種と規模に依つて、備付くべき補助簿も自ら異なる場合がある。然しながら補助簿は其の性質上複式簿記の場合と雖も従前の補助簿と帳簿内容に於て著しい變化があり得ないから又恐らく一、二を除く大部分の補助簿は殆んど會計の通念を以て記録し得るであらうから此處には其の説明を省略する譯である。

16 受託販賣品を共同出荷(委託販賣)する場合に付て

組合が組合員の委託を受けて漁獲物を販賣する場合に、之を地元(共同販賣所等)で販賣することは、地理的關係、仲買人の買入能力、其の他の事情の爲不利益である場合が尠くない、依つて此の場合に消費地へ直接出荷して販賣(所謂共同出荷)を爲す場合がある。

此の共同出荷に當り之を委託して販賣する場合と然らざる場合がある。組合員より販賣の委託を受けた關係は取引でなく又其の受託物を問屋等に委託して販賣するのも簿記上の取引でないのであるが販賣委託の狀況を明かにする爲取引に準ずるものとして取扱ふのが簿記の傾向である。

例へば今組合が組合員、石川庄吉外八名の鯛二七貫を北川商店に共同出荷(販賣を委託)したとする。(鯛一貫の相場を四圓見當とす)

此の場合の仕譯は次の通りである。

受入 支拂  
 受託販賣品 108圓 積送品 108圓

右の出荷に對して仕切金額が、1 記帳金額と同額るとき 2 記帳金額に達せないとき 3 記帳金額を超へるときの三様の場合が考へられる、依て其の各の場合の仕譯を例に付て次に示すことにする。

1 仕切金額が記帳金額と同額の場合。

イ、仕切書と同時に代金を受入れた場合。

受入	支拂
積送品 108圓	現金 1圓
ロ、仕切書のみ到着した場合。	
受入	支拂
積送品 103圓	受託販賣品掛賣金 108圓

2 仕切金額が七十八圓であつた場合。

イ、仕切書と同時に代金を受入れた場合。

受入	支拂
積送品 108圓	受託販賣品 30圓
ロ、仕切書のみ到着した場合。	
受入	支拂
積送品 108圓	受託販賣品 30圓
	受託販賣品掛賣金 78圓

3 仕切金額が百五十六圓であつた場合。

イ、仕切書と同時に代金を受入れた場合。

受入	支拂
積送品 108圓	現金 1圓
受託販賣品 43圓	

ロ、仕切書のみ到着した場合。

受入	支拂
積送品 103圓	受託販賣品掛賣金 156圓
受託販賣品 43圓	

17 組合の會計組織に付て

組合の會計経理上最も重要なことは事務方の配置と帳簿組織の關係である。其の按配、巧拙は、組合經營上至大の影響がある。連絡のない從來の帳簿組織が、組合の會計整理を如何に困難ならしめたか、又會計の不整理が組合の經營に如何程の影響を及ぼしたかは組合關係者の熟知せられる處である。貸借對照表制度の會計に於ては、幸に帳簿組織上此の點に於て先づ充分であると謂はねばならぬ、又事務方は大部分の組合に於ては一人位である爲其の配置の關係を考慮する餘地もない譯であるが、會計組織上一般的に注意する事項を述べると大體次の二點である。

1 記録計算事務を分業的にして其の連絡を充分にすること。  
 事務方が二人以上なるときは右事務を分割して關係帳簿の照合に便し且誤記、脱漏、又は餘事記入を爲さしめざる様防止すること。

2 轉記の手續を省略する様、帳簿組織に留意すること。  
 轉記上の手續を省略することを考慮するのは簿記能率上の重點である。此の意味に於て徒らに補助簿の數を増加せしめず、帳簿内容の組合せに注意するのが適當である。

18 勘定科目の説明

取引を記録するに付ては以上の説明に依て其の概念を會得せられたこと、考へられるが次に主な勘定に付簡単に説明を加へて置く。元より一般的な場合に於ける一例を示したものであるから若し難解とするものがあれば、同種の勘定と對照して其の指標を求めて處理せられるがよい。

資産科目

科 目	備 考	受 入 (其の金額を記入す)	支 拂 (其の金額を記入す)
漁業権	漁業権を表はす勘定である。 漁船を表はす勘定である。若し運搬船、配給船等ある場合は「船舶」とするものが適當である。	漁業権存続期間の満了又は譲渡した時。 賣却、流失、又は使用に堪へなくなつて處分したとき。	免許又は買入等により取得したとき。 建造又は買入等により取得したとき。
漁船	漁網、ロープ等の諸漁具を處理する勘定である。 建物の敷地、乾場等を處理する勘定である。 共同販賣所、倉庫、事務所等を處理する勘定である。 主として組合事務所に於て使用する机、椅子、算盤、時計、金庫、火鉢等の如く長く使用に堪へる器具を處理する勘定である。(簿記上什器と稱す) 組合員に供給する物品の賣買を處理する勘定である。 組合員の生産した物品を買取り之を販賣する場合之が賣買を處理する勘定である。 組合員に對し證書又は約束手形による金銭の貸付を處理する勘定である。 銀行への預金、郵便貯金等を處理する勘定である。 公債、證券、株券等を處理する勘定である。 出資に付組合員に對する請求權(即ち出資の未拂込の關係)を總括處理する勘定である。 加工、生産等の場合に使用する機械、器具を處理する勘定である。 多數の魚商人又は問屋に對する受託販賣品の掛賣を處理する勘定である。 多數の組合員に對する購買品の掛賣の關係を處理する勘定である。(販賣品掛賣勘定も之に準ず)	賣却、流失又は使用に堪へなくなつて處分したとき。 賣却又は潰滅したとき。 賣却、倒壊、又は燒失したとき。 賣却又は棄却したとき。 賣却又は返品したとき。 販賣又は返品したとき。 回収又は貸倒となつたとき。 引出したとき。 賣却したとき。 未拂込に對して未拂込あり場合は出資の拂戻をなすとき。 賣却又は使用に堪へなくなつたとき。 掛賣を爲した債權の回収又は消滅したとき。	買入又は製作したとき。 買入、埋立又は寄附等により取得したとき。 建築又は買入れたとき。 買入又は寄附により取得したとき。 買入又は返品を受けたとき。 買入又は返戻したとき。 貸付したとき。 預入れたとき。 買入れ又は引受により取得したとき。 出資の引受により未拂込あるとき。 買入れたとき。 掛賣を爲して債權の生じたとき。 掛賣を爲して債權の生じたとき。

漁具	土物	建物	備品	購買品	販賣品	貸付金	預金	有價證券	未拂込出資金	機械	受託販賣品掛賣金	購買品掛賣金
----	----	----	----	-----	-----	-----	----	------	--------	----	----------	--------

漁網、ロープ等の諸漁具を處理する勘定である。  
 建物の敷地、乾場等を處理する勘定である。  
 共同販賣所、倉庫、事務所等を處理する勘定である。  
 主として組合事務所に於て使用する机、椅子、算盤、時計、金庫、火鉢等の如く長く使用に堪へる器具を處理する勘定である。(簿記上什器と稱す)  
 組合員に供給する物品の賣買を處理する勘定である。  
 組合員の生産した物品を買取り之を販賣する場合之が賣買を處理する勘定である。  
 組合員に對し證書又は約束手形による金銭の貸付を處理する勘定である。  
 銀行への預金、郵便貯金等を處理する勘定である。  
 公債、證券、株券等を處理する勘定である。  
 出資に付組合員に對する請求權(即ち出資の未拂込の關係)を總括處理する勘定である。  
 加工、生産等の場合に使用する機械、器具を處理する勘定である。  
 多數の魚商人又は問屋に對する受託販賣品の掛賣を處理する勘定である。  
 多數の組合員に對する購買品の掛賣の關係を處理する勘定である。(販賣品掛賣勘定も之に準ず)

科目	備考	受入(其の金額を記入す)	支拂(其の金額を記入す)
假拂金	金額の確定せぬ支出又は勘定未定の場 合の支出に用ひる勘定である。	假拂の決済あつたとき。	假拂を爲したとき。
假渡金	組合員より物品の販賣委託あつたとき其 の代金の内渡を處理する勘定である。	假渡の決済あつたとき。	假渡を爲したとき。
受取手形	物品の代金である手形上の債權を(組合 が受取るべき地位に立つ場合)處理する 勘定である。	債權が消滅したとき	債權が発生したとき
生産品	製水事業等の如く組合が物を生産する場 合に「何生産品」として處理する勘定で ある。	生産物を賣却したと き。	生産に要した諸支出 を爲したとき。
聯合會出資金	聯合會に對する出資金を處理する勘定で ある。	出資の拂戻を受けた とき。	出資の引受を爲した とき。
現金	金銭即ち通貨のみならず郵便爲替、電信 爲替、他人振出小切手、送金手形、官廳の 支拂命令書、振替貯金拂出證等は此の勘 定に屬す。		

負債科目

科目	備考	受入(其の金額を記入す)	支拂(其の金額を記入す)
出資金	組合の規約による組合員よりの出資を總 括處理する勘定である。	組合員が出資を引受 けたとき。	組合員に出資を拂戻 したとき。
準備金	組合令及規約により純益の保留高等を處 理する勘定である。	剰餘金よりの積立、 加入金、増口金、過意 金及拂戻を爲さざる 持分を受入れた時、 剰餘金よりの積立、 漁業權の賃貸料を受 入れたとき。	處分したとき。
特別積立金	組合の規約により純益の保留高等を處 理する勘定である。	積立たるとき。	同
遭難救恤資金	組合の規約による遭難救恤積立金を處理 する勘定である。	同	同

科目	備考	受入(其の金額を記入す)	支拂(其の金額を記入す)
職員退職給與資金	組合の規約による職員の退職資金を處理 する勘定である。	同	同
受託販賣品	組合員の販賣委託物の代金、販賣手数料 其の他の定額引落を處理する混合勘定で ある。	賣却したとき。	代金を支拂ふたとき 及販賣手数料等を振 替へたとき。
借入金	證書又は約束手形で銀行等よりの金銭借 入れを處理する勘定である。	借入れたとき。	償還又は免除を受け たとき。
購買品掛買金	購買品掛買金勘定の反對で購買品の掛買 を總括する勘定である。	掛にて買入れたとき	掛買代金を支拂ふた とき。
販賣品掛買金	販賣品掛買金勘定の反對で販賣品の掛買 を總括處理する勘定である。	債務(掛)が生じたと き。	債務(掛)が消滅した とき。
保證金	仲買人又は問屋よりの販賣代金に對する 保證金を處理する勘定である。	受入れたとき。	販賣したとき。
聯合會未拂込 出資	組合の聯合會に對する出資の未拂込の關 係を處理する勘定である。	出資の引受により未 拂込が生じたとき。	拂込を爲したとき又 は未拂込ある場合に 出資の拂戻を受けた とき。
支拂手形	受取手形の反對で組合の手形債務の發生 と消滅を處理する勘定である。	約束手形を振出した とき、又は組合宛の 爲替手形を引受けた とき。	手形債務を履行した とき。
諸未拂金	組合が平素債務を有せぬ向に對して生 ずる債務を處理する勘定である。	債務が発生したとき	債務を返済したとき
假受金	處理科目の定まらない現金の受入を處理 する勘定である。	受入れたとき。	支拂ふたとき。
建物減價銷却資金	減價見積額乃至補助金等を處理する勘定 である。(他の減價銷却資金勘定も同様)	補助金額を積立て又は 補助金等を受入れた とき。	銷却したとき。

第十六章 組合の會計經理上特に注意すべき事項  
資産負債科目

科 目	備 考	受 入 (其の金額を記入す)	支 拂 (其の金額を記入す)
銀 行 會 社	聯合會名を勘定科目とするもので其の聯合會との取引に付交互に生ずる貸借を處理する勘定である。「何々銀行」の如く銀行名を勘定科目とするもので當座預金借越契約の下に行はれる取引を處理する勘定である。	組合が債務を負ふたとき又は組合の債權に對する支拂を受けるとき。借入又は引出したとき。	組合が債權を有したとき又は組合が債務の支拂を爲したとき。返済又は預入れたとき。

損失科目

科 目	備 考	受 入 (其の金額を記入す)	支 拂 (其の金額を記入す)
蕃 殖 保 護 費	磯掃除、漁礁造成、掘土等の經費を處理する勘定である。		支出したとき。
給 料	役員又は事務員の給料を處理する勘定である。		同
旅 費	役員又は事務員の出張旅費を處理する勘定である。		同
借 入 金 利 息	借入金利息を處理する勘定である。		同
會 議 費	總會、總代會及役員會の費用を處理する勘定である。		同
通 信 費	郵便切手、葉書、電話維持費、通話料等を處理する勘定である。		同

利益科目

科 目	備 考	受 入 (其の金額を記入す)	支 拂 (其の金額を記入す)
消 耗 品 費	事務上の用紙、小額の文具、燃料等消耗の雜品を處理する勘定である。		同
雜 費	他の損失に屬せない各種の少額の支出を處理する勘定である。		同
減 價 銷 却 費	固定資産の減失、陳腐、効用減度等の減價額を計算處理する勘定である。		減價銷却を爲したとき。
販 賣 手 數 料	受託販賣を爲す場合の手續料を處理する勘定である。	受入れたとき。	
販 賣 品 利 益	買取販賣の利益を處理する勘定である。	利益あつたとき。	
購 買 品 利 益	共同購買の利益を處理する勘定である。	利益あつたとき。	
利 用 料	物又は設備の使用料を處理する勘定である。	受入れたとき。	
貸 付 金 利 息	資金貸付の利息を處理する勘定である。	同	
預 金 利 息	銀行預金、郵便貯金等の利息を處理する勘定である。	同	
假 渡 金 利 息	受託販賣品の假渡金に對する利息を處理する勘定である。	同	
雜 收 入	他の利益に屬せない各種の少額の利益を處理する勘定である。	同	

損益科目

科 目	備 考	受 (入) (其の金額を記入す)	支 拂 (其の金額を記入す)
購買品損益	購買品の損益は通例購買品に含まれてをるから年度末に之を算出し、購買品利益又は購買品損失に振替へ處理する勘定である。	利益あつたとき。	損失あつたとき。

漁業協同組合簿記取引例五十題 (記帳例別冊参照)

注意 1 事業年度自一月一日至十二月三十一日  
 2 本組合ハ大體漁業協同組合模範規約例ノ如キ規約ノ組合ト假定ス但シ(13)及(14)ノ例題ハ別ナリ  
 3 假決算書ハ省略、例題ノ末尾ニ括弧ヲ附シテ記入シタル文字ハ勘定科目ヲ示ス  
 昭和十年三月三日付ヲ以テ何縣知事ヨリ大濱村漁業組合組織設定ニ依ル規約變更ヲ認可セラレ保證責任大濱村漁業協同組合トナル。

(1) 當日現在ニヨリ假決算ヲ行ヒタル結果左ノ財政一覽表ヲ得タリ。

財政一覽表

科 目	摘 要	金 額
土 地	組合事務所敷地 百坪	五〇〇・〇〇
建 物	事務所木造平家建瓦葺 一棟十八坪	一、一〇〇・〇〇
備 品	金庫、荷車、臺秤各一、机三、椅子五、書箱六	二〇〇・〇〇
貸 付	定期證書貸付二十件	二、二六八・〇〇
魚 價	澤井六郎外六名	八七五・〇〇
預 金	帝國銀行當座預金	一、二九〇・〇〇
現 金		四九三・五〇
合 計		六、七二六・五〇

科目	摘要	金額
基金		八二〇・〇〇
缺損補填積立金		五〇〇・〇〇
遭難救恤資金		三七〇・〇〇
借入金	東洋銀行定期借入 償還期限ハ五月間ハ十二月一日、三、五、間ハ昭和十一年三月末日、 三谷芳太郎外五名	三、八六三・〇〇
假受金	三谷芳太郎外五名	六五・〇〇
利益金	假決算ニ依ル利益金	九五二・五〇
資産負債差額		一五六・〇〇
合計		六、七二六・五〇

備考 借入金ハ昭和十年三月一日借入レ利息ハ日歩貳錢トシ利息支拂ハ元金支拂ノトキトス

(土地)、(建物)、(備品)、(貸付金)、(受託販賣品掛賣金)、(預金)、(準備金)、(特別積立金)、(遭難救恤資金)、(借入金)、(假受金)、(假決算利益金)、(特別積立金)。

四月一日

- (2) 海野三平外百六十八名出資一千口引受、同人等ヨリ出資第一回ノ拂込金三千圓ヲ受入ル「出資一口ノ金額三十圓、出資第一回ノ拂込金額出資一口ニ付金三圓保證金額出資一口ニ付金三十圓」(出資金)(未拂込出資金)
- (3) 昭和十年度津川郡水産會費三十三圓四十錢ヲ支拂フ(公課負擔金)

- (4) 宏文社ヨリ日記帳等帳簿十六冊ヲ買入レ代金二十八圓五錢ヲ支拂フ(消耗品費)
  - (5) 臨時總會ヲ開會シ辨當代四十五圓ヲ木村晋吉ヘ支拂フ(會議費)
  - (6) 帝國銀行ヘ金三千圓ヲ預入ル(預金)
- 五月一日
- (7) 帝國銀行ヨリ預金利息十九圓五十九錢ヲ現金ニテ受入ル(預金利息)
  - (8) 大木理事ヘ縣廳出張旅費二圓五十錢ヲ支拂フ(旅費)
  - (9) 不用品ヲ賣却シ代金一圓五錢ヲ受入ル(雜收入)
  - (10) 山川春太郎ヨリ貸付金利息八圓五十錢ヲ受入ル(貸付金利息)
  - (11) 中川四郎出資三口ヲ引受加入、第一回拂込金額出資一口ニ付金三圓及加入金五十錢合計九圓五十錢ヲ受入ル(出資金)(未拂込出資金)(準備金)

六月九日

- (12) 中村商店ヨリ漁業用重油三百罐ヲ罐七十錢替ニテ買入レ代金二百十圓ハ現金ニテ支拂フ(購買品)
- (13) 石田多藏ヨリ煮干鱈八貫匁ヲ貫六十五錢替ニテ買入レ代金五圓二十錢ヲ支拂フ(販賣品)
- (14) 中田一郎ヘ重油六罐ヲ罐八十錢替ニテ賣却シ代金四圓八十錢ヲ受入ル(購買品)
- (15) 中西勇本組合ノ鮮魚仲買人トナリ同人ヨリ保證金百五十圓ヲ受入ル(保證金)
- (16) 仲買人今田仙吉ヘ煮干鱈八貫匁ヲ貫七十錢替ニテ販賣代金五圓六十錢ヲ受入ル(販賣品)

(17) 役員會開會ニ付田村商店ヨリ茶菓子ヲ買入レ其ノ代金八十五錢ヲ支拂フ(會議費)  
七月二十日

(18) 安川商店ヨリ綿糸網五百尋ヲ一尋四十錢替ニテ買入レ代金二百圓ハ帝國銀行宛小切手第一號ヲ振出ス(購買品)(預金)

(19) 農林省へ専用漁業權免許申請ノ爲印紙代十圓及漁場圖代十九圓五十錢ヲ支拂フ(假拂金)

(20) 何縣漁業組合聯合會へ出資二口引受加入、第一回拂込金二百圓及加入金一圓ヲ支拂フ(出資一口ノ金額五百圓、第一回拂込金出資一口ニ付金五十圓)(何縣漁業組合聯合會出資金)(何縣漁業組合聯合會未拂込出資金)(雜費)

(21) 水口ふく子外六名へ竹浦磯掃除賃金四圓九十錢ヲ支拂フ(磯掃除費)蕃殖保護費勘定ニテ處理スルモ可  
八月二十五日

(22) 日高精三外三名ヨリ鯛一本釣入漁料一艘ニ付五圓五十錢合計二十二圓ヲ受入ル(入漁料)

(23) 小西定治郎ヨリ鯛三貫五百匁ノ販賣ヲ委託セラレ、貫三圓二十錢替ニテ仲買人三浦芳太郎へ販賣シ代金十一圓二十錢受入ニ付、小西定治郎へ右販賣手数料(販賣價格ノ百分ノ五以下同ジ)ヲ差引キ金十圓六十四錢ヲ支拂フ(受託販賣品)「受託販賣品勘定ハ販賣手数料ヲ含ム混合勘定トシテ處理シ其ノ他一定率ノ引落ヲ爲ス場合亦同ジ」

(24) 高田柳之助へ金百圓、太田六平へ金二十圓ヲ貸付ク(貸付金)

九月八日

(25) 西川良作へ重油四罐、浦手市太郎へ同七罐、多田八郎へ同十罐ヲ各一罐八十錢替ニテ賣却シ代金ハ掛トス(購買品)(購買品掛賣金)

(26) 農林省ヨリ免許番號第七百二十九號専用漁業權免許セラレ(假拂金)(漁業權)

(27) 山本誠一へ九月分給料三十圓ヲ支拂フ(給料)

十月一日

(28) 中田一郎外百六十八名ヨリ出資一千二口分ノ第二回拂込金(出資一口ニ付金二圓五十錢)二千五百五圓ヲ受入ル(未拂込出資金)

(29) 今井造船所ヨリ運搬船(木造十二噸二十馬力)一隻ヲ二千四百五十圓ニテ買入レ、代金二千圓ヲ支拂ヒ、殘額四百五十圓ハ昭和十年十二月一日支拂フ筈(船舶)(未拂金)

(30) 中田一郎ヨリ鯉四十尾、高田柳之助ヨリいか三百五十尾、多田八郎ヨリいか百五十尾ノ販賣ヲ委託セラレ鯉一尾三十錢替、いか一尾八錢替ニテ鮮魚仲買人松田傳吉へいか五百尾、三浦芳太郎へ鯉四十尾ヲ販賣シ松田傳吉分ハ收入シ、三浦芳太郎分ハ掛トス

中田一郎、高田柳之助へハ販賣手数料ヲ差引キ多田八郎へハ購買品掛賣金八圓及販賣手数料ヲ差引キ精算ス(受託販賣品)(受託販賣品掛賣金)(受託販賣品)(購買品掛賣金)

十一月三十日

(31) 運搬船買入費用ニ對シ農林省ヨリ獎勵金トシテ金千二百十圓ノ交付ヲ受ク(船舶減價銷却資金)

- (32) 岡谷平治ヨリ乾場八十坪(時價一坪一圓五十錢)ノ寄附ヲ受ク(土地)(特別積立金)
- (33) 西川良作ヨリ重油四罐ノ掛賣金三圓二十錢及出資第二回拂込金一口分金二圓五十錢並ニ之方過意金(一日ニ付拂込ムベキ金額ノ二百分ノ一、六十日分)七十五錢合計六圓四十五錢ヲ受入ル(購買品掛賣金)(未拂込出資金)(準備金)

十二月一日

- (34) 高田柳之助ヨリ貸付金元利百一圓九十六錢(元金百圓利息一圓九十六錢)ヲ受入ル(貸付金)(貸付金利息)
- (35) 大平洋太郎ヨリ漁業權賃貸料六十圓受入ル(特別積立金)
- (36) 砂田清吉ヨリ鯛五貫ノ販賣ヲ委託セラレ之ニ對シ十二圓ノ假渡ヲ爲セリ(假渡金)
- (37) 松谷商店ヘ白米五十俵買入ノ注文ヲ爲シ手附金二百五十圓ヲ支拂フ(約定購買品)
- (38) 中西勇ヘ鯛五貫ヲ貫三圓二十錢替ニテ販賣シ代金十六圓ヲ受入ル(受託販賣品)
- (39) 今井造船所ヘ運搬船代未拂分四百五十圓ヲ支拂フ(未拂金)
- (40) 東洋銀行ヘ金五百圓ヲ償還、同時ニ其ノ利息二十七圓六十錢ヲ支拂フ(日歩二錢二百七十六日分)(借入金)(借入金利息)
- (41) 塚本金吾外六名ヘ築磯用古船外材料及曳航費六十四圓六十錢ヲ支拂フ(漁礁費)「蕃殖保護費勘定ニテ處理スルモ可」

十二月三十日

- (42) 多田八郎ヘ綿糸網百尋、小西定治郎ヘ同八十尋、山本春太郎ヘ同五十尋ヲ一尋五十錢替ニテ賣却シ、其ノ代金百十五圓及石田多藏ヘ重油六十罐ヲ罐八十錢替ニテ賣却其ノ代金四十八圓合計百六十三圓ノ内小西定治郎分ハ現金ニテ四十圓ヲ受入レ其ノ他ハ掛トス(購買品)(購買品掛賣金)
- (43) 何縣ヨリ漁礁造成ノ費用トシテ金二十五圓ヲ補助セラル(補助金)
- (44) 松谷商店ヘ注文中ノ白米五十俵(一俵十五圓ノ割)到着ニ付代金七百五十圓ハ手附金二百五十圓ヲ差引キ五百圓ヲ支拂フ(約定購買品)(購買品)

十二月三十一日

- (45) 小川六助(員外)ヨリ販賣手数料四圓九十五錢ヲ受入ル(員外販賣手数料)
- (46) 浦手市太郎ヨリ重油七罐、掛賣代金五圓六十錢ヲ受入ル(購買品掛賣金)
- (47) 砂田清吉ヘ鯛代精算、假渡金ト差引キ三圓二十錢ヲ支拂フ(受託販賣品)(假渡金)
- (48) 決算ニ付棚卸ヲ爲シ左ノ棚卸表ヲ作製シタリ。

棚 卸 表

昭和10年12月31日現在

料	目	摘	要	棚卸金額	元帳殘高		差引増減
					受入ハ棚	金額	
土	地	組合事務所敷地 100坪 ⑤ ¥5.00	500.00				
		乾場80坪 ⑥ ¥1.50	120.00				
		計	620.00	620.00	掛	620.00	

漁業協同組合簿記取引例五十一號

11111

備	物	組合事務所木造平家建瓦葺一棟18坪	1,050.00	拂	1,100.00	50.00
	金庫 1點		85.00			
	荷車 1臺		14.00			
	臺秤 1臺		25.00			
	机 3脚 @ ¥4.00		12.00			
	椅子 5脚 @ ¥2.00		10.00			
	書箱 6個 @ ¥4.00		24.00			
	計		170.00	拂	200.00	30.00
貸	内課別紙ノ通 (別紙省略)		2,288.00		2,288.00	0
受	帝國銀行當座預金		887.00		887.00	0
預	内課別紙ノ通 (別紙省略)		4,090.00		4,090.00	0
未	重油 213罐 @ ¥.70		149.10			
勝	綿糸綱 270卷 @ ¥.40		108.00			
	白米 50俵 @ ¥ 15.00		750.00			
	計		1,007.10		975.40	31.70
販	出資 2口		0	受	40	40
買	多田八郎外 2名重油及綿糸綱掛買		1,000.00	拂	1,000.00	0
			123.00		123.00	0

漁	業	權	免許 #729 専用漁業權	29.50	拂	29.50	0
船	備	船	木船 12噸 20馬力運搬船 1隻	1,065.00		2,450.00	1,385.00
準	積	金	事業資金 = 運用中	821.25	受	821.25	0
特	立	金	銀行預金 トシテ管理	836.00		836.00	0
運	資	金	東洋銀行ヨリ定期借入償還期限昭和11年3月末日 目歩 2 匁	370.00		370.00	0
	入	金		3,363.00		3,363.00	0
假	受	金	三谷芳太郎外 5名	65.00		65.00	0
出	資	金	内課別紙ノ通 (別紙省略)	30,090.00		30,090.00	0
保	證	金	中西勇仲買入保證金	150.00		150.00	0
何	業	合	出資 2口ノ未拂込	800.00		800.00	0
聯	達	資		0		3.96	3.96
受	組	品	船舶減價(獎勵金ヲ含ム)本年度分	1,385.00		1,210.00	175.00
船	出	金		33.40	拂	33.40	0
公	却	金		28.05		28.05	0
消	擔	費		45.85		45.85	0
會	品	費		2.50		2.50	0
旅	費	費		1.00		1.00	0
雜	費	費					

船業協同組合簿記簿

11111



一金九拾圓貳拾貳錢也(拂込濟出資額ニ對シ年三分強ノ割)

出資ニ對スル配當金

右金九拾圓貳拾貳錢也

出資拂込ニ充ツ

一金參拾圓也

役員賞與金

一金貳圓七錢也

繰越金

(剩餘金)、(準備金)、(特別積立金)、(配當金)、(役員賞與金)、(繰越金)、(配當金)、(未拂込出資金)、

(50)理事大木六助外五名役員賞與金三十圓ヲ支拂フ(役員賞與金)

漁業協同組合簿記講義

(終)——別冊・取引例五十題の記帳例——

農林省水産局編纂

漁業協同組合簿記講義附録

— 取引例五十題の記帳例 —

東京株式會社  
水産社發行

取引例五十題の記帳例 目次

日記帳	1
元帳	9
索引	9
(1)土地	10
(2)建物	10
(3)備品	10
(4)貸付金	10
(5)受託販賣品掛賣金	11
(6)預金	11
(7)準備金	11
(8)特別積立金	12
(9)遭難救恤資金	12
(10)借入金	12
(11)假受金	12
(12)假決算利益金	13
(13)出資金	13
(14)未拂込出資金	13
(15)公課負擔金	13
(16)消耗品費	14
(17)會議費	14
(18)預金利息	14
(19)旅費	14
(20)雜收入	15
(21)貸付金利息	15
(22)購買品	15
(23)販賣品	16
(24)保證金	16
(25)假拂金	16
(26)何縣漁業組合聯合會出資金	16
(27)何縣漁業組合聯合會未拂込出資金	17
(28)雜費	17
(29)磯掃除費	17
(30)入漁料	17
(31)受託販賣品	18
(32)購買品掛賣金	18
(33)漁業權	18
(34)給料	19
(35)船舶	19
(36)未拂金	19
(37)船舶減價銷却資金	19
(38)假渡金	20
(39)約定購買品	20
(40)借入金利息	20
(41)漁礁費	20
(42)補助金	21
(43)員外販賣手数料	21
(44)購買品利益	21
(45)販賣品利益	21
(46)減價銷却費	22
(47)建物減價銷却資金	22
(48)未拂利息	22
(49)販賣手数料	22
(50)掛賣販賣手数料	23
(51)職員退職給與費	23
(52)職員退職給與資金	23
(53)全損益	24
(54)全資産負債	25
残高試算表(棚卸前)	26
残高試算表(棚卸後)	27
損益計算書	28
貸借対照表	29
財産目録	31
受託販賣品掛賣金内訳	32

日記帳

1 (頁数ヲ示ス)

10年月日	元帳科目	元	摘要	受	入	支	拂	現金残高
				円		円		円
3	土地	1	假決算ヨリ繰越記入				500.00	
	建物	2				1,100.00		
	備品	3				200.00		
	貸付金	4				2,268.00		
	受託販賣品掛賣金	5				875.00		
	預金	6				1,290.00		
	準備金	7			820.00			
	特別積立金	8			500.00			
	遭難救恤資金	9			370.00			
	借入金	10			3,863.00			
	假受金	11			65.00			
	假決算利益金	12			952.50			
	特別積立金	8			156.00			493.50
					6,726.50	6,233.00		
							493.50	
					6,726.50	6,726.50		
4	出資金	13	海野三平外 168名出資 1,000口引受	30,000.00				
	未拂込出資金	14	同上第一回拂込 ¥3,000.00受人差引未拂込			27,000.00		3,493.50
	公課負擔金	15	津川郡水産會費10年度分支拂			33.40		3,460.10
	消耗品費	16	宏文社ヨリ日記帳等16冊買入代金支拂			28.05		3,432.05
	會議費	17	木村香吉へ總會辦當代支拂			45.00		3,387.05
	預金	6	帝國銀行へ預入			3,000.00		387.05
				30,000.00		30,106.45		
							493.50	
								387.05
								30,493.50
								30,493.50



10年月日	元帳科目	元丁	摘	要	受	入	支	拂	現金残高
5	1	預金利息	18	帝國銀行ヨリ受入	円	19.59		円	406.64
		旅費	19	大木理事へ上縣旅費支拂			円	2.50	404.14
		雑収入	20	不用品賣却代受入		1.05			405.19
		貸付金利息	21	山川春太郎ヨリ受入		8.50			413.69
		出資金	13	中川四郎出資 3口引受加入		90.00			
		未拂込出資金	14	同上第一回拂込 ¥ 9.00受入差引未拂込			円	81.00	422.69
		準備金	7	同上加入金受入		50			423.19
						119.64		円	83.50
				前日残高		387.05			
				本日残高			円	423.19	
						506.69		円	506.69
6	9	購買品	22	中村商店ヨリ重油 300罐 @ ¥.70ニテ買入代金支拂			円	210.00	213.19
		販賣品	23	石田多藏ヨリ煮干鱈8貫@ ¥.65ニテ買入代金支拂			円	5.20	207.99
		購買品	22	中田一郎重油6罐@ ¥.80ニテ賣却代金受入		4.20			212.79
		保證金	24	中西勇ヨリ仲買人保證金受入		150.00			362.79
		販賣品	23	今田仙吉へ煮干鱈8貫@ ¥.70ニテ販賣代金受入		5.60			368.39
		會議費	17	田村商店ヨリ役員會茶菓子買入代金支拂			円	85	367.54
						160.40		円	216.05
				前日残高		423.19			
				本日残高			円	367.54	
						583.59		円	583.59
7	20	購買品	22	安川商店ヨリ綿糸綱500疋 @ ¥.40ニテ買入			円	200.00	
		預金	6	同上代金支拂ノ爲帝國銀行宛小切手# 1.振出		200.00			
		假拂	25	專用漁業權免許申請ノ爲印紙代 ¥10.00漁場圖代 ¥19.50支拂			円	29.50	338.04
				次頁へ		200.00		円	229.50

10年月日	元帳科目	元丁	摘	要	受	入	支	拂	現金残高
				前頁ヨリ	円	200.00		円	229.50
								円	338.04
7	20	何縣漁業組合聯合會未拂込出資金	26	出資 2口引受加入			円	1,000.00	
		何縣漁業組合聯合會未拂込出資金	27	同上第一回拂込 ¥ 200.00支拂差引未拂込	円	800.00			138.04
		雜費	28	同上加入金支拂			円	1.00	137.04
		磯掃除費	29	水口ふく子外 6名へ竹浦磯掃除賃支拂			円	4.90	132.14
						1,000.00		円	1,235.40
				前日残高		367.54			
				本日残高			円	1,214	
						1,367.54		円	1,367.54
8	25	入漁料	30	日高精三外 3名ヨリ鯛 1本釣入漁料@ ¥ 5.50受入		22.00			154.14
		受託販賣品	31	三浦芳太郎へ鯛 3貫500匁 @ ¥ 3.20販賣代金受入		11.20			
		受託販賣品	31	小西定治郎へ同上代金支拂			円	10.64	154.70
		貸付金	4	高田柳之助外 1名へ貸付			円	120.00	34.70
						33.20		円	130.64
				前日残高		132.14			
				本日残高			円	14.70	
						165.34		円	165.34
9	8	購買品	22	西川良作外 2名へ重油21罐 @ ¥.80賣却		16.80			
		購買品掛賣金	32	同上代金未收			円	16.80	
		假拂	25	專用漁業權取得ニ付漁業權へ振替		29.50			
		漁業權	33	免許#729專用漁業權取得假拂金ヨリ振替			円	29.50	
		給料	34	山本誠一へ9月分給料支拂			円	20.00	4.70
						46.30		円	76.30
				前日残高		34.70			
				本日残高			円	4.70	
						81.00		円	81.00

10年 月日	元帳科目	元 丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
10	1 未拂込出資金	14	中田一郎外168名出資1,002口ノ 第二回拂込受入1口¥2.50	2,505.00		2,509.70
	" 船	35	今井造船所ヨリ木造12噸20馬力 運搬船1隻買入		2,450.00	
	" 未拂	36	同上代金ノ内未拂	450.00		509.70
	" 受託販賣品	31	松田傳吉外1名へ鰹40尾v.か500 尾販賣	52.00		
	" 受託販賣品掛賣金	5	三浦芳太郎分同上代金中未收		12.00	549.70
	" 受託販賣品	31	中田一郎外2名へ魚代支拂		49.40	500.30
	" 購買品掛賣金	32	多田八郎重油掛賣分魚代ヨリ引 落	8.00		508.30
				3,015.00	2,511.40	
			前日残高	4.70		
			本日残高		508.30	
				3,019.70	3,019.70	
11	30 船舶減價償却資金	37	農林省ヨリ運搬船買入獎勵金受 入	1,210.00		1,718.30
	" 土地	1	岡谷平治ヨリ乾場80坪@¥1.50 寄附		120.00	
	" 特別積立金	8	土地勘定ヨリ振替	120.00		
	" 購買品掛賣金	32	西川良作重油4罐代受入	3.20		1,721.50
	" 未拂込出資金	14	同人ヨリ出資1口ノ第二回拂込 金受入	250		1,724.00
	" 準備金	7	同上拂込延滞過怠金60日分受入	75		1,724.75
	" 貸付金	4	高田柳之助ヨリ償還	100.00		1,824.75
	" 貸付金利息	21	同人ヨリ利息受入	1.96		1,826.71
				1,438.41	120.00	
			前日残高	508.30		
			本日残高		1,826.71	
				1,946.71	1,946.71	
12	1 特別積立金	8	大平洋太郎ヨリ漁業権賃貸料受 入	60.00		1,886.71
	" 假渡	38	砂田清吉へ鰹5貫代假渡		12.00	1,874.71
	" 約定購買品	39	松谷商店へ白米50俵注文ノ手附 金支拂		250.00	1,624.71
			次頁へ	60.00	262.00	

10年 月日	元帳科目	元 丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
			前頁ヨリ	60.00	262.00	1,624.71
12	1 受託販賣品	31	中西勇へ鰹5貫@¥3.20販賣代 金受入	16.00		1,640.71
	" 未拂	36	今井造船所へ運搬船残金支拂		450.00	1,190.71
	" 借入金	10	東洋銀行へ返済		500.00	690.71
	" 借入金利息	40	同上利息支拂276日分		27.60	663.11
	" 漁礁費	41	塚本金吾外6名へ築礁用古船外 材料代及曳航費支拂		64.60	598.51
				76.00	1,304.20	
			前日残高	1,826.71		
			本日残高		598.51	
				1,902.71	1,902.71	
12	30 購買品	22	多田八郎外3名へ重油60罐@¥. 80綿糸綱230尋@¥.50賣却	163.00		
	" 購買品掛賣金	32	多田八郎外2名同上代金ノ内未 收		123.00	638.51
	" 補助金	42	何縣ヨリ漁礁造成ノ補助受入	25.00		663.51
	" 購買品	22	松谷商店ヨリ白米50俵 @¥15.00買入		750.00	
	" 約定購買品	39	同上手附金購買代金ニ充ツ	250.00		163.51
				438.00	873.00	
			前日残高	598.51		
			本日残高		663.51	
				1,036.51	1,036.51	
12	31 員外販賣手数料	43	小川六助(員外)ヨリ受入	4.95		168.46
	" 購買品掛賣金	32	浦手市太郎重油7罐代受入	5.60		174.06
	" 受託販賣品	31	砂田清吉へ鰹代支拂		15.20	
	" 假渡	38	同人ヨリ受入	12.00		170.86
	" 購買品利益	44	購買品利益	31.70		
	" 購買品	22	同上利益繰入		31.70	170.86
			次頁へ	54.25	46.90	

10年 月日	元帳科目	元 丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
			前頁ヨリ	円 54.25	円 46.90	円 170.86
12.31	販賣品利益	45	買取販賣利益	40		
	〃 販賣品	23	販賣品利益繰入		40	
	〃 減價銷却費	46	建物、船舶及備品減價銷却		255.00	
	〃 建物減價銷却資金	47	減價銷却費ヨリ振替	50.00		
	〃 船舶減價銷却資金	37	〃	175.00		
	〃 備品	3	〃	30.00		
	〃 借入金利息	40	東洋銀行定期借入 3,363圓ニ對スル306日分利息日歩2錢ノ割		205.82	
	〃 未拂利息	48	同上未拂分	205.82		
	〃 販賣手数料	49	共同販賣手数料	3.36		
	〃 掛賣販賣手数料	50	受託販賣品掛賣金12圓ニ對スル分	60		
	〃 受託販賣品	31	販賣手数料及掛賣販賣手数料へ振替		3.96	
	〃 職員退職給與費	51	職員退職給與費本年度分		20.00	
	〃 職員退職給與資金	52	職員退職給與費ヨリ振替	20.00		170.86
				539.43	532.08	
			前日残高	163.51		
			本日残高		170.86	
				702.94	702.94	

注意 棚卸表中建物及船舶勘定ノ棚卸金額欄ノ數字ハ、評價セラルベキ金額ニシテ、之ト元帳残高トノ差額ハ建物及船舶ノ各減價銷却資金勘定ノ棚卸金額トナルベキコトヲ示シタルモノナリ、尙前記元帳残高トノ差額ハ直接其ノ勘定ニ記入スル意味ニ非ザルコト勿論ナレバ此點注意スルコト、

11年 月日	元帳科目	元 丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
1.1	未拂込出資金		前年度ヨリ繰越		円 24,573.50	
	〃 漁業權		〃		29.50	
	〃 土地		〃		620.00	
	〃 建物		〃		1,100.00	
	〃 船舶		〃		2,450.00	
	〃 備品		〃		170.00	
	〃 何縣漁業組合聯合會出資金		〃		1,000.00	
	〃 貸付金		〃		2,288.00	
	〃 受託販賣品掛賣金		〃		887.00	
	〃 購買品掛賣金		〃		123.00	
	〃 購買品		〃		1,007.10	
	〃 預金		〃		4,090.00	
	〃 出資金		〃	30,090.00		
	〃 準備金		〃	821.25		
	〃 特別積立金		〃	836.00		
	〃 遭難救恤資金		〃	370.00		
	〃 何縣漁業組合聯合會未拂込出資金		〃	800.00		
	〃 建物減價銷却資金		〃	50.00		
	〃 船舶減價銷却資金		〃	1,385.00		
	〃 職員退職給與資金		〃	20.00		
	〃 保證金		〃	150.00		
	〃 借入金		〃	3,363.00		
	〃 假受金		〃	65.00		
	〃 未拂利息		〃	205.82		
	〃 掛賣販賣手数料		〃	60		
			次頁へ	38,156.67	38,338.10	

11年 月日	元帳科目	元 丁	摘 要	受 入	支 拂	現金残高
			前頁ヨリ	38,156.67	38,338.10	
1	利 餘 金		前年度ヨリ繰越	352.29		170.86
				38,508.96	38,338.10	
			本日残高		170.86	
				38,508.96	38,508.96	
15	利 餘 金		剰餘金處分ニ付總會ノ承認アリ		352.29	
	準 備 金		剰餘金ヨリ積立	150.00		
	特 別 積 立 金		〃	80.00		
	配 當 金		海野三平外169名出資1,003口ニ 對シ剰餘金ヨリ配當	90.22		
	役 員 賞 與 金		大木理事外 5名へ剰餘金ヨリ處 分	30.00		
	繰 越 金		剰餘金ヨリ處分	2.07		
	配 當 金		出資ノ拂込ニ充當		90.22	
	未 拂 込 出 資 金		海野三平外169名出資1,003口ノ 配當金ヨリ拂込	90.22		
	役 員 賞 與 金		大木理事外 5名へ支拂		30.00	140.86
				442.51	472.51	
			前日残高	170.86		
			本日残高		140.86	
				613.37	613.37	
			(新年度ノ元帳ヘノ轉記ハ假決算ノ場合ト略同様ニ 付省略ス)			

備考 1. 各種帳簿ノ記帳例中金額ヲ示ス數字ニ於テ例ヘバ¥55.25トアルハ¥  
55.25トスベキモノナルモ都合上之ヲ省略セリ。  
2. 日記帳ノ締切ヲ頁ノ最終行ニ於テ爲シ終ル場合ト雖モ次頁ノ初行摘  
要欄ヘ「前頁ヨリ」現金残高欄ヘ、其ノ金額ヲ記入スルハ適當ナリ、

元 帳

索 引

科 目	頁數	科 目	頁數	科 目	頁數	科 目	頁數
土 地	1	公 課 負 擔 金	15	準 備 金	7	假 決 算 利 益 金	12
建 物	2	消 耗 品 費	16	特 別 積 立 金	8	預 金 利 息	18
備 品	3	會 議 費	17	遭 難 救 恤 資 金	9	雜 收 入	20
貸 付 金	4	旅 費	19	借 入 金	10	貸 付 金 利 息	21
受 託 販 賣 品 掛 賣 金	5	雜 費	23	假 受 金	11	入 漁 料	30
預 金	6	磯 掃 除 費	29	出 資 金	13	補 助 金	42
未 拂 込 出 資 金	14	給 料	34	保 證 金	24	員 外 販 賣 手 數 料	43
購 買 品	22	借 入 金 利 息	40	何 縣 漁 業 組 合 聯 合 會 未 拂 込 出 資 金	27	購 買 品 利 益	44
販 賣 品	23	漁 礁 費	41	受 託 販 賣 品	31	販 賣 品 利 益	45
假 拂 金	25	減 價 銷 却 費	46	未 拂 金	36	販 賣 手 數 料	49
何 縣 漁 業 組 合 聯 合 會 出 資 金	26	職 員 退 職 給 與 費	51	船 舶 減 價 銷 却 資 金	37		
購 買 品 掛 賣 金	32	全 損 益	53	建 物 減 價 銷 却 資 金	47		
漁 業 權	33			未 拂 利 息	48		
船 舶	35			掛 賣 販 賣 手 數 料	50		
假 渡 金	38			職 員 退 職 給 與 資 金	52		
約 定 購 買 品	39						
全 資 產 負 債	54						

注意 索引記入ノ順序、元帳ヘ勘定口座設定ノ順序ハ共ニ適宜定ムルコト、又勘  
定ノ残高ガ零トナル場合ハ之ヲ明瞭ニスル爲、零(0)ヲ記入スルモ差支ナ  
シ、日記帳ノ「元丁」欄及元帳ノ「日丁」欄ニ相互ノ頁數ヲ記入シアルモ記帳  
事務ニ熟練スルニ於テハチエツクマーク(V)ヲ以テ之ニ代ヘルモ差支ナシ、

土 地 1 (頁數ヲ示ス)

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
				円	円		円
3 3	假決算ニヨル繰越記入		1		500.00	拂	500.00
11 30	岡谷平治ヨリ乾場80坪寄附		4		120.00	〃	620.00
12 31	全資産負債			620.00			
				620.00	620.00		

建 物 2

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
				円	円		円
3 3	假決算ニヨル繰越記入		1		1,100.00	拂	1,100.00
12 31	全資産負債			1,100.00			
				1,100.00	1,100.00		

備 品 3

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
				円	円		円
3 3	假決算ニヨル繰越記入		1		200.00	拂	200.00
12 31	減価銷却費ヨリ振替		6	30.00		〃	170.00
〃 〃	全資産負債			170.00			
				200.00	200.00		

貸 付 金 4

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
				円	円		円
3 3	假決算ニヨル繰越記入		1		2,268.00	拂	2,268.00
8 25	高田柳之助外 1名へ貸付		3		120.00	〃	2,388.00
11 30	高田柳之助ヨリ償還		4	100.00		〃	2,288.00
12 31	全資産負債			2,288.00			
				2,388.00	2,388.00		

受託販賣品掛賣金 5

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
				円	円		円
3 3	假決算ニヨル繰越記入		1		875.00	拂	875.00
10 1	三浦芳太郎鮮魚代未收		4		12.00	〃	887.00
12 31	全資産負債			887.00			
				887.00	887.00		

預 金 6

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
				円	円		円
3 3	假決算ニヨル繰越記入		1		1,290.00	拂	1,290.00
4 1	帝國銀行へ預入		1		3,000.00	〃	4,290.00
7 20	安川商店へ支拂ノ爲帝銀宛小切手# 1振出		2	200.00		〃	4,090.00
12 31	全資産負債			4,090.00			
				4,290.00	4,290.00		

準 備 金 7

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受又 ハ拂	残 高
				円	円		円
3 3	假決算ニヨル繰越記入		1	820.00		受	820.00
5 1	中川四郎加入金受入		2	50		〃	820.50
11 30	西川良作出資第二回拂込過剰金		4	75		〃	821.25
12 31	全資産負債				821.25		
				821.25	821.25		

特別積立金

8

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			円	円	円	円		円	
3 3	假決算ニヨル繰越記入	1	500.00				受	500.00	
# #	同上	1	156.00				#	656.00	
11 30	土地勘定ヨリ振替	4	120.00				#	776.00	
12 1	大平洋太郎ヨリ漁業権賃貸料受入	4	60.00				#	836.00	
# 31	全資産負債				836.00				
			836.00		836.00				

遭難救恤資金

9

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			円	円	円	円		円	
3 3	假決算ニヨル繰越記入	1	370.00				受	370.00	
12 31	全資産負債				370.00				
			370.00		370.00				

借入金

10

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			円	円	円	円		円	
3 3	假決算ニヨル繰越記入	1	3,863.00				受	3,863.00	
12 1	東洋銀行へ返済	5			500.00		#	3,363.00	
# 31	全資産負債				3,363.00				
			3,863.00		3,863.00				

假受金

11

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			円	円	円	円		円	
3 3	假決算ニヨル繰越記入	1	65.00				受	65.00	
12 31	全資産負債				65.00				
			65.00		65.00				

假決算利益金

12

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			円	円	円	円		円	
3 3	假決算ニヨル繰越記入	1	952.50				受	952.50	
12 31	全損益				952.50				
			952.50		952.50				

出資金

13

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			円	円	円	円		円	
4 1	海野三平外168名出資1,000口引受	1	30,000.00				受	30,000.00	
5 1	中川四郎出資 3口引受加入	2	90.00				#	30,090.00	
12 31	全資産負債				30,090.00				
			30,090.00		30,090.00				

未拂込出資金

14

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			円	円	円	円		円	
4 1	海野三平外168名出資第一回ノ拂込 ¥3,000.00 0差引未拂込	1			27,000.00		拂	27,000.00	
5 1	中川四郎出資第一回拂込 ¥9.00差引未拂込	2			81.00		#	27,081.00	
10 1	中田一郎外168名出資1,002口分第二回拂込受入	4	2,505.00				#	24,576.00	
11 30	西川良作出資 1口分第二回拂込受入	4	250				#	24,573.50	
12 31	全資産負債				24,573.50				
			27,081.00		27,081.00				

公課負擔金

15

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			円	円	円	円		円	
4 1	津川郡水産會費支拂	1			33.40		拂	33.40	
12 31	全損益				33.40				
			33.40		33.40				

消 耗 品 費 16

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
4 1	宏文社ヨリ日記帳等買入		1		円 2805		円 2805	拂	円 2805	
12 31	全 損 益				円 2805					
					円 2805		円 2805			

會 議 費 17

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
4 1	木村晋吉へ總會辦當代支拂		1				円 4500	拂	円 4500	
6 9	田村商店へ役員會茶菓子代支拂		2				円 85	〃	円 4585	
12 31	全 損 益				円 4585					
					円 4585		円 4585			

預 金 利 息 18

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
5 1	帝國銀行ヨリ受入		2		円 1959			受	円 1959	
12 31	全 損 益						円 1959			
					円 1959		円 1959			

旅 費 19

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
5 1	大木理事へ上縣旅費支拂		2				円 250	拂	円 250	
12 31	全 損 益				円 250					
					円 250		円 250			

雜 收 入 20

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
5 1	不用品賣却		2		円 105			受	円 105	
12 31	全 損 益							円 105		
					円 105		円 105			

貸 付 金 利 息 21

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
5 1	山川春太郎ヨリ受入		2		円 850			受	円 850	
11 30	高田柳之助ヨリ受入		4		円 196			〃	円 1046	
12 31	全 損 益							円 1046		
					円 1046		円 1046			

購 買 品 22

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
6 9	中村商店ヨリ重油300罐@¥.70買入		2				円 21000	拂	円 21000	
〃 〃	中田一郎へ重油 6罐@¥.80賣却		2		円 480			〃	円 20520	
7 20	安川商店ヨリ綿糸綱500尊@¥.40買入		2				円 20000	〃	円 40520	
9 8	西川良作外 2名へ重油21罐@¥.80賣却		3		円 1680			〃	円 38840	
12 30	多田八郎外 3名へ重油60罐@¥.80綿糸綱 230尊@¥.50賣却		5		円 16300			〃	円 22540	
〃 〃	松谷商店ヨリ白米50俵@¥15.00買入		5				円 75000	〃	円 97540	
〃 31	購買品利益繰入		5					円 3170	〃	円 1,00710
〃 〃	全 資 産 負 債				円 1,19170					
					円 1,19170		円 1,19170			

販 賣 品 23

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
6 9	石田多藏ヨリ煮干鯿 8貫@¥.65買入		2				520	拂	520	
	今田仙吉へ煮干鯿 8貫@¥.70販賣		2	560				受		40
1231	販賣品利益繰入		6				40			
				560		560				

保 證 金 24

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
6 9	中西勇ヨリ仲買人保証金受入		2	15000				受	15000	
1231	全資産負債					15000				
				15000		15000				

假 拂 金 25

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
7 20	専用漁業権免許申請印紙代等支拂		2				2950	拂	2950	
9 8	専用漁業権取得ニ付漁業権へ振替		3	2950						
				2950		2950				

何縣漁業組合聯合會出資金 26

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
7 20	出資 2口引受		3			1,000.00		拂	1,000.00	
1231	全資産負債			1,000.00						
				1,000.00		1,000.00				

何縣漁業組合聯合會未拂込出資金 27

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
7 20	何縣漁聯出資 2口分未拂込		3	800.00				受	800.00	
1231	全資産負債					800.00				
				800.00		800.00				

雑 費 28

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
7 20	何縣漁聯加入金		3				100	拂	100	
1231	全損益				100					
				100		100				

磯 掃 除 費 29

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
7 20	水口ふく子外 6名竹浦磯掃除賃支拂		3				490	拂	490	
1231	全損益				490					
				490		490				

入 漁 料 30

10年 月日	摘	要	日 丁	受	入	支	拂	受 又 ハ 拂	残	高
8 25	日高橋三外 3名鯛一本釣入漁料受入		3	2200				受	2200	
1231	全損益					2200				
				2200		2200				

受託販賣品

31

10年月日	摘	要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			丁	円	円	円	円		円	円
8 25	三浦芳太郎へ鯛 3貫500匁販賣		3	1120				受	1120	
〃	小西定治郎へ鯛代金支拂		3			1064		〃	56	
10 1	松田傳吉外 1名へ鰹外 1廉販賣		4	5200				〃	5256	
〃	中田一郎外 2名へ魚代支拂		4			4940		〃	316	
12 1	中西勇へ鯛 5貫販賣		5	1600				〃	1916	
〃	砂田清吉へ鯛代支拂		5			1520		〃	396	
〃	販賣手数料及掛賣販賣手数料へ振替		6			396				
				7920		7920				

購買品掛賣金

32

10年月日	摘	要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			丁	円	円	円	円		円	円
9 8	西川良作外 2名重油21罐代未收		3			1680		拂	1680	
10 1	多田八郎重油掛賣分魚代ヨリ引落		4	800				〃	880	
11 30	西川良作重油 4罐代受入		4	320				〃	560	
12 30	多田八郎外 2名重油及綿糸網代未收		5			12300		〃	12360	
〃	浦手市太郎ヨリ重油 7罐代受入		5	560				〃	12300	
〃	全資産負債			12300						
				13980		13980				

漁業権

33

10年月日	摘	要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			丁	円	円	円	円		円	円
9 8	免許# 729専用漁業権取得		3			2950		拂	2950	
12 31	全資産負債			2950						
				2950		2950				

給料

34

10年月日	摘	要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			丁	円	円	円	円		円	円
9 8	山本誠一へ 9月分支拂		3			3000		拂	3000	
12 31	全資産負債			3000						
					3000	3000				

船舶

35

10年月日	摘	要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			丁	円	円	円	円		円	円
10 1	今井造船所ヨリ運搬船 1隻買入		4			2,450.00		拂	2,450.00	
12 31	全資産負債			2,450.00						
					2,450.00	2,450.00				

未拂金

36

10年月日	摘	要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			丁	円	円	円	円		円	円
10 1	今井造船所運搬船代未拂		4	450.00				受	450.00	
12 1	同上未拂金支拂		5			450.00		〃		
				450.00		450.00				

船舶減價銷却資金

37

10年月日	摘	要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
			丁	円	円	円	円		円	円
11 30	農林省ヨリ運搬船買入補助		4	1,210.00				受	1,210.00	
12 31	減價銷却費ヨリ振替		6	175.00				〃	1,385.00	
〃	全資産負債						1,385.00			
				1,385.00		1,385.00				

假 渡 金

38

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受 又 ハ 拂	残 高
12 1	砂田清吉へ鯛代假渡		4	円	円	拂	円
					1200		1200
12 31	同人ヨリ受入		5	1200			
				1200	1200		

約 定 購 買 品

39

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受 又 ハ 拂	残 高
12 1	松谷商店白米50俵注文手附金		4	円	円	拂	円
					250.00		250.00
12 30	同上買入代金 = 振替		5	250.00			
				250.00	250.00		

借 入 金 利 息

40

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受 又 ハ 拂	残 高
12 1	東洋銀行へ支拂		5	円	円	拂	円
					2760		2760
12 31	東洋銀行借入 ¥ 3,363.00 / 本年度分利息		6			#	
					20582		23342
12 31	全 損 益			23342			
				23342	23342		

漁 礁 費

41

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受 又 ハ 拂	残 高
12 1	塚本金吾外 6名へ支拂		5	円	円	拂	円
					6460		6460
12 31	全 損 益			6460			
				6460	6460		

補 助 金

42

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受 又 ハ 拂	残 高
12 30	縣ヨリ漁礁造成補助受入		5	円	円	受	円
				2500			2500
12 31	全 損 益					2500	
				2500	2500		

員 外 販 賣 手 数 料

43

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受 又 ハ 拂	残 高
12 31	小川六助ヨリ受入		5	円	円	受	円
				495			495
12 31	全 損 益					495	
				495	495		

購 買 品 利 益

44

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受 又 ハ 拂	残 高
12 31	共同購買利益		5	円	円	受	円
				3170			3170
12 31	全 損 益					3170	
				3170	3170		

販 賣 品 利 益

45

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入	支 拂	受 又 ハ 拂	残 高
12 31	買取販賣利益		6	円	円	受	円
				40			40
12 31	全 損 益					40	
				40	40		

## 減價銷却費

46

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
1231	建物、船舶及備品減價銷却	6				255.00	拂	255.00	
	全損益		255.00						
			255.00	255.00					

## 建物減價銷却資金

47

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
1231	減價銷却費ヨリ振替	6	50.00				受	50.00	
	全資産負債				50.00				
			50.00	50.00					

## 未拂利息

48

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
1231	東洋銀行借入金利息未拂分	6	205.82				受	205.82	
	全資産負債				205.82				
			205.82	205.82					

## 販賣手数料

49

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
1231	共同販賣手数料	6	336				受	336	
	全損益				336				
			336	336					

## 掛賣販賣手数料

50

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
1231	本年度受託販賣品掛賣金12圓ニ對スル分	6	60				受	60	
	全資産負債				60				
				60	60				

## 職員退職給與費

51

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
1231	職員退職給與費本年度積立	6				20.00	拂	20.00	
	全損益		20.00						
			20.00	20.00					

## 職員退職給與資金

52

10年月日	摘要	日	受	入	支	拂	受又 ハ拂	残	高
1231	職員退職給與費ヨリ振替	6	20.00				受	20.00	
	全資産負債				20.00				
			20.00	20.00					

全 損 益

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入		支 拂	受 又 拂	殘 高
				円	円			
1231	假 決 算 利 益 金			95250				
"	公 課 負 擔 金					3340		
"	消 耗 品 費					2805		
"	會 議 費					4585		
"	預 金 利 息			1959				
"	旅 費 入					250		
"	雜 貨 收 金 利 息			105				
"	貨 付 金 利 費			1046				
"	雜 掃 除 費					100		
"	磯 入 漁 料			2200				
"	給 入 金 利 息					3000		
"	借 入 金 利 費					23342		
"	漁 補 助 金			2500		6460		
"	員 外 販 賣 手 數 料			495				
"	購 買 品 利 益			3170				
"	販 賣 品 利 益			40				
"	減 價 銷 却 費					25500		
"	販 賣 手 數 料			336				
"	職 員 退 職 給 與 費					2000	受	35229
"	剩 餘 金					35229		
				1,07101	1,07101			

全 資 產 負 債

10年 月日	摘	要	日 丁	受 入		支 拂	受 又 拂	殘 高
				円	円			
1231	土 地					62000		
"	建 物					1,10000		
"	備 品					17000		
"	貸 付 金					2,28800		
"	受 託 販 賣 品 掛 賣 金					88700		
"	預 金					4,09000		
"	準 備 金			82125				
"	特 別 積 立 金			83600				
"	遭 難 救 恤 資 金			37000				
"	借 入 金			3,36300				
"	假 受 金			6500				
"	出 資 金			30,09000				
"	未 拂 込 出 資 金					24,57350		
"	購 買 品					1,00710		
"	保 證 金			15000				
"	何 縣 漁 業 組 合 聯 合 會 出 資 金					1,00000		
"	何 縣 漁 業 組 合 聯 合 會 未 拂 込 出 資 金			80000				
"	購 買 品 掛 賣 金					12300		
"	漁 業 權					2950		
"	船 舶					2,45000		
"	船 舶 減 價 銷 却 資 金			1,38500				
"	建 物 減 價 銷 却 資 金			5000				
"	未 拂 利 息			20582				
"	掛 賣 販 賣 手 數 料			60				
"	職 員 退 職 給 與 資 金			2000				
"	剩 餘 金			35229				
"	現 金					17086		
				33,50896	33,50896			

保證責任大濱村漁業協同組合

殘高試算表

昭和10年12月31日現在(棚卸前)

受 入		支 拂	
科 目	金 額	科 目	金 額
準備金	821.25	土地	620.00
特別積立金	836.00	建物	1,100.00
遭難救恤資金	370.00	備品	200.00
借入金	3,363.00	貸付金	2,288.00
假受金	65.00	受託販賣品掛賣金	887.00
假決算利益金	952.50	預金	4,090.00
出資金	30,090.00	未拂込出資金	24,573.50
預金利息	19.59	公課負擔金	33.40
雜收入	1.05	消耗品費	28.05
貸付金利息	10.46	會議費	45.85
販賣品	40	旅費	2.50
保證金	150.00	購買品	975.40
何縣漁業組合聯合會未拂込出資金	800.00	何縣漁業組合聯合會出資金	1,000.00
入漁料	22.00	雜費	1.00
受託販賣品	3.96	磯掃除費	4.90
船舶減價銷却資金	1,210.00	購買品掛賣金	123.00
補助金	25.00	漁業權	29.50
員外販賣手数料	4.95	給料	30.00
		船舶	2,450.00
		借入金利息	27.60
		漁礁費	64.60
		現金	170.86
合 計	38,745.16	合 計	38,745.16

備考 3月3日以降取引ノアリタル日現在ノ殘高試算表(日計表)ヲ作製スルハ適當ナルモ都合上省略シタルヲ以テ研究セラル、コト

保證責任大濱村漁業協同組合

殘高試算表

昭和10年12月31日現在(棚卸後)

受 入		支 拂	
科 目	金 額	科 目	金 額
準備金	821.25	土地	620.00
特別積立金	836.00	建物	1,100.00
遭難救恤資金	370.00	備品	170.00
借入金	3,363.00	貸付金	2,288.00
假受金	65.00	受託販賣品掛賣金	887.00
▲假決算利益金	952.50	預金	4,090.00
出資金	30,090.00	未拂込出資金	24,573.50
▲預金利息	19.59	▲公課負擔金	33.40
▲雜收入	1.05	▲消耗品費	28.05
▲貸付金利息	10.46	▲會議費	45.85
保證金	150.00	▲旅費	2.50
何縣漁業組合聯合會未拂込出資金	800.00	購買品	1,037.10
▲入漁料	22.00	何縣漁業組合聯合會出資金	1,000.00
船舶減價銷却資金	1,335.00	▲雜費	1.00
▲補助金	25.00	▲磯掃除費	4.90
▲員外販賣手数料	4.95	購買品掛賣金	123.00
▲購買品利益	31.70	漁業權	29.50
▲販賣品利益	40	▲給料	30.00
建物減價銷却資金	50.00	船舶	2,450.00
未拂込利息	205.82	▲借入金利息	233.42
▲販賣手数料	3.36	▲漁礁費	64.60
掛賣販賣手数料	60	▲減價銷却費	255.00
職員退職給與資金	20.00	▲職員退職給與費	20.00
		現金	170.86
合 計	39,227.68	合 計	39,227.68

(參考) 本試算表中▲印ヲ附シタルモノハ元帳ノ全損益勘定(53頁)ニ然ラザルモノハ全資產負債勘定(54頁)ニ集合セラレアリ又受入ニハ負債及利益、支拂ニハ資產及損失ヲ計上シアルヲ以テ之ガ區別ニ注意セラルベシ

保證責任大濱村漁業協同組合

貸借對照表

昭和十年十二月三十一日現在

科	目	貸		借	
		方	額	方	額
未拂込	出資金	二四、五七三	四〇〇	出資	三〇、〇九〇
(免) 漁業取	得	二九五〇		準備	八二一二五
土地	地	六二〇〇		特別積立	八三六〇〇
建物	物	一、〇〇〇		遭難救恤	三七〇〇〇
船舶	船	二、四五〇		船舶減價	五〇〇〇
備用	品	一七〇〇		船舶減價	一、三八五〇〇
何縣漁業組合聯合會出資	金	一、〇〇〇		職員退職給與	二〇〇〇
貸付	金	二、二八八		何縣漁業組合未拂込出資	八〇〇〇
受託販賣品掛賣	金	八八七		保證	一五〇〇
購買品掛賣	金	一、〇〇七		借入金	三、三六三
預買	品	四、〇九〇		假受	六五〇〇
現預	金	一七〇八		未拂	二〇五八
合計	計	三八、五〇八	九六	合計	三八、五〇八

最近三年平均ノ  
漁獲高約二萬五  
千圓

船舶減價銷却  
資金中一補助  
受入アリ

損益計算書

(自昭和十年十一月三十一日  
至昭和十年十二月三十一日)

差引金參百五拾貳圓貳拾九錢也  
剩餘金

科	目	利益		損失	
		方	額	方	額
販賣	手利	三三六		販賣	三〇〇
販賣	品利	四〇〇		販賣	二五〇
員外販賣	手利	四九五		員外販賣	二八〇
購買品	利益	三一七		購買品	四五八
貨付	利息	一〇四		貨付	三三四
預入金	利息	二二〇		預入金	三三四
假決算	利益	一九五		假決算	四九〇
補助	金	九五二		補助	六四六
雜收	金	二五〇		雜收	二〇〇
合計	計	一、〇七一	〇一	合計	七一八
給	料			給	七二
旅費	料			旅費	二〇〇
消費	品			消費	二五〇
會費	費			會費	二八〇
公課	金			公課	四五八
借入金	利息			借入金	三三四
磯掃	除			磯掃	三三四
職員退給	費			職員退給	四九〇
職員退給	費			職員退給	六四六
雜價	費			雜價	二〇〇
減價	費			減價	二五〇
合計	計			合計	七一八

保證責任大濱村漁業協同組合

財產目錄

昭和十年十二月三十一日現在

科	目	摘要	金額
未拂込	出資金	海野三平外百六十九名出資一千三分一口ニ付二十四圓五十錢未拂込	二四、五七三、五〇
漁業	權	第廿七、廿九號專用漁業權、最近三ヶ年ノ一ヶ年平均漁獲高約二萬五千圓	二九五〇
土	地	組合事務所敷地百坪 乾場八十坪 一坪五圓ノ割 一坪一圓五十錢ノ割	六二〇〇〇
建	物	組合事務所木造平家建瓦葺一棟十八坪昭和何年何月建築	一、一〇〇〇〇
船	舶	木船十二噸二十馬力運搬船一隻昭和十年十月新造	二、四五〇〇〇
預	金	何號型金庫一、八十五圓、荷車一、十四圓、臺秤一、何貫掛二十五圓、机三脚十二圓、椅子五脚十圓、書箱六、二十四圓	一七〇〇〇
何縣漁業組合聯合會出資金	金	帝國銀行當座預金	四、〇九〇〇〇
貸付	金	出資二口分	一、〇〇〇〇〇
受託販賣品掛賣金	金	定期證書貸二十一件	二、二八八〇〇
購買品掛賣金	金	別紙内譯ノ通り	八八七〇〇
購買品	金	三件	一、二三〇〇〇
現	金	重油二百十三罐、一罐七十錢ノ割、綿糸綱二百七十尋、一尋四十錢ノ割、白米五十俵、一俵十五圓ノ割	一、〇〇七、一〇〇
合計			三八、五〇八、九六六

負債

科	目	摘要	金額
何縣漁業組合聯合會未拂込出資金	金	出資二口分	八〇〇〇〇
建物減價却却資金	金		五〇〇〇〇
船舶減價却却資金	金	補助金千二百十圓受入ヲ含ム	一、三八五〇〇
保證金	金	中西勇分	一五〇〇〇
借入金	金	東洋銀行定期借入、償還期限昭和十一年三月末日、日歩二錢	三、三六三〇〇
假受	金	三谷芳太郎外五名	六五〇〇〇
未拂利息	金	東洋銀行借入、三千三百六十三圓ニ對スル本年度分利息	二〇五八二
合計			六、〇一八、八二二

差引 金參萬貳千四百九拾圓拾四錢也

純財產

受託販賣品掛賣金内譯

氏名	摘要	金額
澤井 六郎	時價三百五十圓ノ宅地擔保及保證人アリ	二六五〇〇
仲西 九郎	時價三百圓ノ宅地擔保及保證人アリ	二二七五〇
阪西 光夫	保證人アリ	九九八〇
原谷 龜治		九五〇〇
延岡 正雄		九〇六〇
佐野 兼三		八七一〇
三浦 芳太郎		二二〇〇
計		八八七〇〇

昭和十一年六月十五日 印刷納本  
昭和十一年六月廿五日 發行

漁業協同組合簿記講義(別冊記帳例共)

定價 一圓十錢

編纂者 農林省水產局

發行人 株式會社水產社

代表者 岡本正一

印刷人 仁川堂川橋印刷所

東京市麴町區丸ノ内三丁目八番地

發行所

株式會社

水

產

社

電話丸ノ内一八四二番  
振替東京五〇六四七番

不許  
複製

紙用問質「論公産水」

○漁業協同組合簿記に関する質問は此の用紙を御利用下さい。回答は到着順に「水産公論」誌上に掲載致します。

部輯編社産水 地番八目丁三内ノ丸區町麴市京東 (先宛)

(切取線)

水産社出版圖書

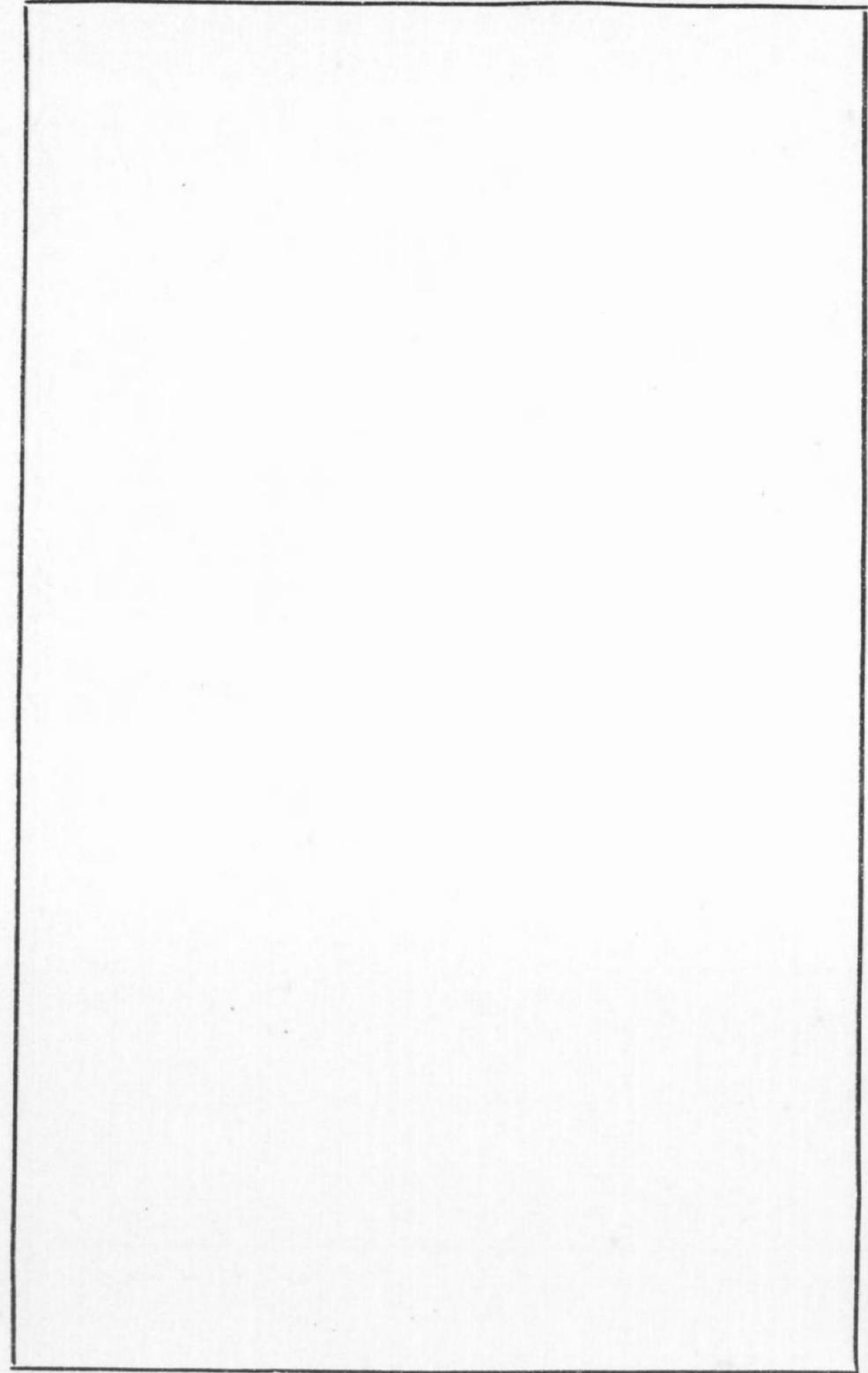
○御注文は振替口座東京五〇六四七番へ御拂込下さるのが一番安全で便利でございます。  
○外地及び外国行送料は別に申受けます。

(水産圖書總目錄御申越次第送呈)

著者	書名	體裁	定價	價	送料
農林省水産局編	日本水産捕採誌(第四版)	一菊〇八〇頁入	七・〇〇	留書	四三
農林省水産局編	日本水産製品誌	七菊七〇餘頁入	五・〇〇	留書	四三
農林省水産局編	日本水産捕採誌 釣魚編	三菊八判〇函頁入	二・五〇	留書	二一
川合角也著	漁撈論(第十版)	六菊五判〇函頁入	三・三〇	留書	三三
川合角也著	漁網論(第四版)	二菊六判〇函頁入	二・五〇	留書	二一
水産社編輯部編	最新水産法規集(増訂改訂)	七菊半裁洋裝	一・五〇	留書	一五
岡本正一編著	北洋漁業論叢	二菊三判〇函頁入	一・五〇	留書	二一
水産社編輯部編	米國の鮭鱒漁業	一菊〇統計頁共	一・〇〇	留書	一〇
星四郎著	漁村と協同組合	一四六判〇洋裝	・五五	留書	四
水産經濟研究所編	フィッシュ改良必携	二菊二判〇洋裝	一・五〇	留書	一〇

電九話内ノ丸(23)番一八四二  
 振替東京五〇六四七番(圖書部)  
 振替東京一五八五〇番(雜誌部)  
 水産社株式會社 京東市麴町區  
 丸ノ内三ノ八

紙用問質「論公產水」



終

